

平成 25 年度事業報告

平成 25 年度事業概況

平成 25 年度はアベノミクスの推進により、日本経済は大きく前進した。円安が進んだ事もあり、輸出企業を中心に、史上最高業績を記録する企業も少なくなかった。しかしながら、原発停止により、エネルギー資源の乏しい日本経済は、高騰するエネルギー価格と輸入拡大によって、貿易赤字が拡大し、経常収支は大幅に低下している。

印刷産業は、日本経済の立ち直りに伴い、売上、利益とも回復基調にはあるが、利益面ではリーマンショック以前の半分程度で、他産業と比較して、立ち直りの動きはまだ鈍い。リーマンショック、東日本大震災の影響に加えて、インターネットやスマホの普及が、印刷需要に大きく影響を与えている。このような中で、平成 25 年度は以下のよう活動を中心とした活動を進めた。

1. 労働安全衛生協議会の推進

印刷事業所における作業環境の改善に向け、オフセット事業場における揮発性有機溶剤（VOC）測定を実施し、より安全な職場づくりを目指し、ガイドラインの作成を進めた。また、産業衛生学会による、「オフセット印刷工程」の発癌物質指定の見直しを求め、学会との交渉を進め、業界イメージの回復に向けた活動を推進した。

2. 日本経済再生に向けた活動の推進

デフレ脱却と日本経済の再生に向け、経済産業省の要請等を受け、業界としての取り組みを進めた。経済産業省からは産業競争力強化法の活用や、経済の好循環に向けた業界取組への要請が行われた。業界としては、経済界と整合性を図るとともに、消費増税に対し、価格転嫁が適切に進むよう、「消費税の転嫁及び表示の方法に関する共同行為」（カルテル）を締結し、業績への影響を最小限に抑えるための施策を推進した。

3. デジタル環境への提言

デジタル化、多メディア化に伴って、印刷業界の製造工程や競争環境が変化している。デジタルプレス技術の進歩及び市場動向への対応に向け、実態調査とベストプラクティスに向けた提言を行った。また、デジタルプレスの普及に伴って、リサイクル適性の調査を古紙再生促進センターと共同で実施した。また、電子出版に対応した著作権法の改正に関する意見表明を行うとともに、新たなメディア環境における印刷メディアの価値提言に向けて、海外動向を中心に「Power Print 2013」を「印刷の月」に発行した。

4. その他

以上の諸活動に加え、環境優良工場等印刷産業の環境対応推進に向けて諸活動を行い、グリーンプリント認定工場も 300 工場を達成。プライバシーマーク認定事業関連では、取得事業者のマネジメントレベルの向上を目的に内部監査員セミナー活動を始めた。また、カレンダー展を含む 4 審査会、展示会の改善を進め、印刷産業の PR に努めるとともに、技能五輪国際大会でも谷本まりのさんが入賞に輝いた。

I. 事業活動

I 常設委員会活動(業界基盤整備事業)

業界基盤を整備し体质強化を図るための常設委員会活動は7委員会を編成、各委員会がそれぞれの事業計画に基づき委員会活動を展開した。

1 総務委員会／基本政策の検討・立案並びに運営の強化

【1】概要

4月1日の内閣府への登記をもって、一般社団法人日本印刷産業連合会として平成25年度事業計画に基づき各種事業に取り組んだ。

本年度は、消費税増税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする「消費税転嫁対策特別措置法」の施行（平成25年10月1日）を受け、印刷産業界全体として消費増税の適正な転嫁をより一層確実にするため、会員10団体に諮り「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為」

（カルテル）を締結し公正取引委員会に届け出た。また、同特別措置法の施行に関連し、平成22年に取りまとめられた「印刷業における下請法ガイドライン」についても大幅な改訂が行われた。

行政対応については、日本経済再生に向けて「産業競争力強化法」が平成26年1月20日に施行され、経済産業省商務情報政策局長より日本経済再生に向けての要請が足立会長に行われた。また、同案件については、経産省担当官より総務委員会において説明がなされ、当会も会員10団体事務局を通じその周知に努めた。

印刷事業における化学物質の取り扱いについては平成25年10月1日に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が施行され、より適切な対応を迫られることとなったが、特別委員会「労働安全衛生協議会」はガイドラインの作成に向けての実地調査、更には日本産業衛生学会による『「オフセット印刷工程」のがん物質第1群分類指定』問題等の対応に活発な活動を実施した。

委員会名	開催回数	実施内容
総務委員会	5回	*4月1日一般社団法人登記（内閣府） *消費税の転嫁及び表示の方法に係る共同行為の締結 *労働安全衛生に係る各種対応（特別委員会） *産業競争力強化法に係る対応 *セーフティネット5号保証業種指定の申請 *2013年印刷の月記念式典・2014年新年交歓会の実施
① 10団体専務理事連絡会	5回	
② 日印産連表彰選考委員会	1回	
③ 労働安全衛生協議会	3回	・同WG 22回

《本委員会開催日》

第1回	平成25年 5月 8日(水)	於：日本印刷会館会議室	501号
第2回	平成25年 8月 7日(水)	於：日本印刷会館会議室	201号
第3回	平成25年10月15日(火)	於：日本印刷会館会議室	201号
第4回	平成25年12月 3日(火)	於：日本印刷会館会議室	201号
第5回	平成26年 3月10日(月)	於：日本印刷会館会議室	201号

【2】委員名簿

総務委員会(計20名)

(敬称略、◎ は委員長)

連合会役職	所属団体		氏名	会社名
	団体名	役職		
◎ 副会長	印刷工業会	副会長	浅野 健	(株)金羊社
常任理事	印刷工業会	副会長	下谷 隆之	(株)千修
常任理事	印刷工業会	副会長	堆 誠一郎	宝印刷(株)
常任理事	印刷工業会	副会長	堀 宏明	(株)電通テック
副会長	全印工連	会長	島村 博之	六三印刷(株)
常任理事	全印工連	副会長	吉田 忠次	(株)ダイシソコラボレーション
常任理事	全印工連	副会長	臼田 真人	(株)アドピア
常任理事	全印工連	副会長	木野瀬吉孝	木野瀬印刷(株)
副会長	フォーム工連	会長	櫻井 醍	トップ・フォームズ(株)
常任理事	ジャグラ	会長	吉岡 新	共立速記印刷(株)
常任理事	全日本製本	会長	大野 亮裕	(有)協和製本
常任理事	G C J	会長	小林 博美	(株)二葉写真製版
常任理事	全日本シール	会長	小宮山光男	MSP(株)
常任理事	全国グラビア	会長	田口 薫	大日本パックエージ(株)
常任理事	全日本スクリーン・デジタル	会長	吉田 弘	(株)吉田製作所
常任理事	全日本光沢化工紙	会長	小原 隆	(株)大和紙工業
経営労働委員会委員長	印刷工業会	理事	中澤 茂明	(株)日立ドキュメントソリューションズ
市場調査委員会〃	印刷工業会		岩岡 正哲	岩岡印刷工業(株)
広報委員会〃	印刷工業会	副会長	(堀 宏明)	(株)電通テック
技術委員会〃	全印工連	常務理事	佐竹 一郎	大東印刷工業(株)
環境委員会〃	全国グラビア	会長	(田口 薫)	大日本パックエージ(株)
国際委員会〃	フォーム工連	常任理事	土屋 昇	(株)イセト一

【3】主な実施内容

(1) 一般社団法人 日本印刷産業連合会の登記 (平成 25 年 4 月 1 日)

平成 20 年施行された「公益法人改革法並びに移行整備法」に沿い、平成 25 年 11 月末までに移行申請書を提出すべく討議を重ねてきた当会の公益法人改革対応については、平成 24 年 11 月 29 日に公益認定等委員会から「一般社団法人への移行相当」の回答を得た。正式には年度の変わる平成 25 年 4 月 1 日の内閣府への登記を持って一般社団法人日本印刷産業連合会としてスタートすることとなった。

今後は、公益法人から一般社団法人に移行した法人の義務として、自らが定めた「公益目的支出計画」に基づき公益の目的に支出すべき財産額がゼロになるまで、毎年同支出計画実施状況について監督官庁である内閣府に報告する必要が生じる。

平成 26 年 4 月 9 日付け内閣府からの通知により当会の「公益目的財産額」は 102,770 千円余(算定期: 平成 25 年 3 月 31 日 / 70 頁参照)と確定し、年度事業計画通りに公益目的事業が実施されると 2 年目の平成 27 年度終了時には公益目的財産額がゼロとなる見通しとなった。(同年の収支決算書が内閣府に認められ、公益目的支出計画が完了した旨の確認書を受け取ることが法的には必要)

【4月1日以降の当会の体制】

1. 社員：会員10団体
2. 機関：社員総会（定時総会年1回／会員10団体代表者、監事）
理事会（定例理事会年4回／理事、監事）
3. 役員：理事43名、監事3名、顧問3名（理事等役員は社員総会の決議によって選任）
4. 役員任期：2年（現行役員の任期は前法人の任期を引継ぎ平成26年6月の定時総会まで）
5. 理事内訳：代表理事（会長）足立直樹
副会長：3名、専務理事1名、常務理事2名、常任理事21名、理事15名

（2）「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為」（カルテル）の締結

1) 「消費税転嫁対策特別措置法」の施行

政府は、平成26年4月1日（決定：5%から8%へ）及び平成27年10月1日（8%から10%へ）に予定されている消費税の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として「消費税転嫁対策特別措置法」を成立させ、平成25年10月1日に施行した。

中小事業者を中心に、消費税増税分の価格転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題であることを鑑み、以下の4つの特別措置が講じられている（平成29年3月31日までの時限措置）。

- ① 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
(消費税の転嫁を拒む行為等の禁止)
- ② 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
(消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止)
- ③ 価格の表示に関する特別措置
(表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例)
- ④ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置
(事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となる。但し、公正取引委員会に対して事前に届けでての認可が必要となる)

2) 「消費税転嫁対策特別措置法／ガイドライン説明会」の開催

平成25年6月1日の「消費税転嫁対策特別措置法」の成立、並びに7月30日の同法のガイドラインが発表されたことを受け、経済産業省メディアコンテンツ課の協力を受けて、会員10団体を対象に同特別措置法並びにガイドラインの説明会を下記日程で開催した。

□ 消費税転嫁対策特別措置法説明会

日 時：平成25年10月7日（月）午前10時～11時30分

場 所：日本印刷会館 2階大会議室

講 師：財務省、公正取引委員会、消費者庁担当官

参加者：約100名

3) 「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為」（カルテル）の締結

企業にとって、商品価格に消費税の増税分を上乗せできるか否かは大きな課題であり、特に立場の弱い受注産業であり、且つ中小企業比率の高い印刷産業にとっては価格の据え置きなどを迫られる可能性が高いことから、7月より当会総務委員会、経営労働委員会等で特別措置法に示された業界団体としての共同行為（カルテル）について協議を重ね、日印産連としてカルテルを締結することを決定した。

日印産連として消費税関連カルテルの締結は、平成元年の消費税新設以来2度目の試みとなるが、今回の場合は、カルテル締結の法律的要件が当時とは異なっていること等から、事務局としてカルテル締結に必要な要件について公正取引委員会に確認を行い、平成25年10月15日開催の総務委員会に諮った後、会員10団体作成の必要書類を添えた申請書を作成し公正取引委員会に提出した。

<経緯：平成25年>

- ・6月1日：通常国会で「消費税転嫁対策特別措置法」が成立。／同年10月1日施行
- ・7月18日：経営労働委員会で「消費税転嫁対策特別措置法」の概要を説明
- ・7月30日：ガイドライン・「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」が発表される。
- ・8月23日：公正取引委員会に「同法ガイドライン」に関わる意見書（質問書）を提出
- ・10月1日：平成26年4月1日からの消費税3%増税が決定される
- ・10月15日：日印産連としての共同行為締結について総務委員会に諮る
- ・11月末：会員10団体からの意思確認と必要書類の提出
- ・12月5日：公正取引委員会に「消費税の転嫁及び表示の方法に係る共同行為の実施届書」を提出し受理される。

□ 共同行為（カルテル）実施届書の主要項目

項目	消費税の転嫁の方法の決定	消費税の表示の方法の決定
届出人当事者	一般社団法人日本印刷産業連合会 会長 足立 直樹	
対象となる氏名	一般社団法人日本印刷産業連合会(印刷工業会を除く)及び株式会社金羊社他50名	一般社団法人日本印刷産業連合会
参加事業者の概要	全国において、印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業及び印刷業に伴うサービス業を行う事業者	
対象となる業種	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷業に伴うサービス業	
設立に係る根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	
参加事業者又は事業者団体数	事業者数:51名 事業者団体:117団体	一般社団法人日本印刷産業連合会
共同行為の対象とする商品又は役務	印刷物関連製品及びサービス	
共同行為の内容	各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定。 ・消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定	個々の値札に、税抜価格を表示した上、「〇〇円（税抜価格）」、「〇〇円+税」など、消費税が別途課される旨を明示する。 ・価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定。
共同行為の実施期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日	
共同行為の実効を確保するための手段	協定参加者が協定内容に違反した行為があったと認めるときは、その所属する団体の会長宛にその事実を連絡し、当該協定参加者に対しそれを是正するよう求める。 ・各省庁に設置するGメンの指示に従う。	
添付書類	10団体の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が3分の2以上である旨を記載した書類 ・共同行為に係る協定書	10団体の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数を記載した書類 ・共同行為に係る協定書

□ 共同行為に関する協定書

平成 25 年 12 月 3 日

消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する協定書

一般社団法人日本印刷産業連合会（以下日印産連）は、平成 25 年 6 月に成立した消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」）に基づき、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する協定を下記の通り締結する。

（1）目的及び適用範囲

本協定は、消費税転嫁対策特別措置法第十二条消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置に基づき、印刷物関連製品及びサービスに関する消費増税の円滑な転嫁を図るために転嫁の方法及び表示の方法に関する共同行為を行うことを目的とする。

（2）協定参加者

協定参加者は、日印産連の加盟 10 団体及びそれらの直接または間接の構成事業者であって、共同行為に参加することに同意したものとする。

（3）共同行為の内容

①転嫁の方法の決定に係る共同行為

- a) 協定参加各事業者は、それぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨を決定する。
- b) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定は四捨五入とする。
ただし、協定参加各事業者が取引先との間で端数処理の方法について合意した場合には、当該合意した方法に従うものとする。

②表示の方法の決定に係る共同行為

- a) 協定参加各事業者は、「〇〇円（税抜価格）」、「〇〇円+消費税額」など、消費税が別途課される旨を明示する旨を決定する。
- b) 協定参加各事業者は、価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨を決定する。

（4）関連団体への周知と協力要請

日印産連は、関連団体及び事業者に対して、本協定内容並びに消費税の転嫁が必要である旨を周知徹底し、その理解を得るものとする。

（5）委員会

総務委員会は実施するために必要とする事項の決議決定及び本協定の実施状況の情報交換を行うものとし、委員会の事務局は、日印産連内に置く。

（6）違反者への対応

協定参加者は、協定の遵守に努めなければならない。

総務委員会は、協定参加者が協定内容に違反した行為があったと認めるときは、その所属する団体の会長宛にその事実を連絡し、当該協定参加者に対しそれを是正するよう求めるものとする。

（7）有効期間

本協定の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日より平成 29 年 3 月 31 日までとする。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ・印 刷 工 業 会 | ・日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会 |
| 会長 足立 直樹 | 会長 小林 博美 |
| ・全 日 本 印 刷 工 業 組 合 連 合 会 | ・全日本シール印刷協同組合連合会 |
| 会長 島村 博之 | 会長 小宮山 光男 |
| ・日 本 フ ォ ー ム 印 刷 工 業 連 合 会 | ・全国グラビア協同組合連合会 |
| 会長 櫻井 醍 | 会長 田口 薫 |
| ・(社) 日本グラフィックサービス工業会 | ・全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会 |
| 会長 吉岡 新 | 会長 吉田 弘 |
| ・全 日 本 製 本 工 業 組 合 連 合 会 | ・全日本光沢化工紙協同組合連合会 |
| 会長 大野 亮裕 | 会長 小原 隆 |

□ 顧客向けお願い文（例）

消費増税に伴う消費税転嫁及び表示方法についてのお願い

一般社団法人 日本印刷産業連合会

拝啓 貴社益々ご隆昌の段お慶び申し上げます。

平素は、当業界に対し格別なるお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

一般社団法人日本印刷産業連合会（以下、日印産連）に対し、格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、既にご高承の通り、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられることとなりました。

日印産連といたしましても、平成25年6月5日に成立しました「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）に基づき、平成25年12月5日、公正取引委員会に消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（カルテル）の実施届出書を提出し、受理されました。

これに伴いまして、本年4月以降のお取引における消費税の取扱いについては、下記の内容を実施することになりますので、法の趣旨並びに当業界の共同行為にご理解いただき、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【共同行為の内容】

① 転嫁の方法の決定に係る共同行為

- a) 協定参加各事業者は、それぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せするものとする。
- b) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定は四捨五入とする。ただし、協定参加各事業者が取引先との間で端数処理の方法について合意した場合には、当該合意した方法に従うものとする。

② 表示の方法の決定に係る共同行為

- a) 協定参加各事業者は、「○○円（税抜価格）」、「○○円+消費税額」など、消費税が別途課される旨を明示するものとする。
- b) 協定参加各事業者は、価格交渉を行う際に税抜価格を提示するものとする。

以上

【日本印刷産業連合会 加盟団体名】

印刷工業会
全日本印刷工業組合連合会
日本フォーム印刷工業連合会
(社)日本グラフィックス工業会
全日本製本工業組合連合会

日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会
全日本ソール印刷協同組合連合会
全国グラビア協同組合連合会
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会
全日本光沢化工紙協同組合連

(3) 「印刷資材に関する値上げ」に関する対応

10月15日開催の第3回総務委員会で「印刷用紙・情報紙の値上げ」に関する件が議案として取り上げられた。今春に統一して再度の値上げであり、またエンドユーザーに対する用紙値上げの告知が少ないことなどから、印刷会社としてもクライアントに価格転嫁を納得してもらうことが難しい状況が想定されることから、直ちに印刷産業界として「値上げ反対」を表明すべきであるとの結論に至った。

日印連はその決定を受け、日本製紙連合会に対し直ちに値上げ反対の申し入れを(書面)行うとともに、当会HPへの掲載、業界紙へのプレスリリースを実施し、経済産業省メディアコンテンツ課に同経緯を説明した。

*11月14日付けで日本製紙連合会より、今回の日印連からの申し入れについては会員製紙会社に伝達した旨の連絡(書面)を受けた。

□ 日本製紙連合会宛の書面申し入れ

平成25年10月15日

日本製紙連合会 御中

印刷用紙・情報用紙の値上げ反対について

一般社団法人 日本印刷産業連合会

今般、製紙各社は印刷用紙・情報用紙の価格改定について、10月21日の出荷分から10%以上の値上げを目指すと発表されました。今春、製紙各社は印刷用紙で15~20%以上の値上げを表明し、7月までに実施されたばかりの状況です。印刷企業の多くが、その値上げ分の得意先への転嫁がままならず、採算が悪化している状況にあります。経済情勢は薄日が差しつつありますが、印刷産業をとりまく市場環境は極めて厳しい状況にあるといえます。こうした状況下での印刷用紙(情報用紙)の再値上げは、印刷企業の経営を極度に圧迫する大きな問題となるのは必至であります。

今回の再値上げに対して、日本印刷産業連合会は断固として反対を表明します。

事由

1. 今春打ち出され、夏場に決着したばかりの値上げは、まだ得意先に転嫁できていない状況です。半年も経過しない中で、10%以上の大幅な再値上げは、得意先の理解を得ることは極めて困難です。
2. そうした環境下で印刷用紙を再値上げすると、いっそ電子媒体への転換を加速することになり、印刷需要減退に拍車をかけることになる危険があります。
3. 今回の値上げは、印刷需要の減退に繋がり、印刷企業の経営は重い連鎖から脱却できず、倒産や廃業といった経営危機の状況に見舞われる企業が増大することが予想されます。

以上の観点から、今回の値上げ発表については、日本印刷産業連合会としては容認できる状況になく、ここに断固反対を表明いたします。

印刷を通じて、生活・文化に貢献することが使命である印刷産業は、これからも身近で利便性の高い情報媒体である印刷物を広く社会に提供する責任があり、そのためには印刷用紙の安定価格と安定調達は不可欠であります。

製紙業界と印刷産業界は両輪の関係にあり、今後も共通の認識と相互理解が大切と考えております。

以上

(4) セーフティネット保証の申請

行政の中小企業支援策である「中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証」について、「印刷産業 5 業種(印刷業・製版業・製本業・印刷物加工業・印刷関連サービス業)は平成 20 年 10 月の「原材料価格高騰対応緊急保証」の業種指定を受けて以来、約 4 年余に渡り継続して業種指定を受けていたが、平成 25 年度においても、以下の 3 期間で申請を行い特定業種指定を受けた(64 ヶ月連続)。

《参考：セーフティネット保証の利用実態》

* 印刷産業 5 業種企業の保証承諾実績(平成 24 年 11・12 月の 2 か月間)

① 印刷業	284 件	5,466 百万円
② 製版業	28 件	428 百万円
③ 製本業	23 件	489 百万円
④ 加工業	19 件	248 百万円
⑤ サービス業	23 件	351 百万円
計	377 件	6,932 百万円
		… (1 件当たり平均／18.4 百万円)

1) 印刷産業 5 業種・平成 25 年度セーフティネット保証業種指定期間

① 平成 25 年 4 月 1 日～9 月 30 日まで(6 か月間)

上記申請の調査期間は、平成 24 年 10 月～12 月の 3 か月間が対象となったが、同期間の印刷産業全体の出荷額推定値が前年比▲2.4%、中小企業出荷額が前年比▲2.8%と比較的落ち込み幅が小さかった。但し、前年同期が東日本大震災の影響により大幅な出荷額減であったことから、他業種と同様特例で業種指定を受けた。

② 平成 25 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで(3 か月間)

上記申請の調査期間は、平成 25 年 4 月～6 月の 3 か月間であったが、同期間の印刷産業全体の出荷額推定値は前年比で▲4.8%、中小企業出荷額推定値が▲4.9%の大幅減であった。アベノミクスも印刷産業には効果がなく、主力の商業印刷、出版印刷の落ち込みが大きく業界全体では大幅減となった。

③ 平成 26 年 1 月 1 日～3 月 3 日まで(62 日間)

平成 26 年度第 4 四半期については、平成 26 年度の補正予算の成立及び新たな中小企業支援策の制定がなされたことから、セーフティネット保証の業種指定特例が廃止されることとなり平成 26 年 3 月 3 日を持って、印刷産業は業種指定から除外されることとなった。(指定継続業種は 206 業種のみとなる)

(5) 行政関連事項

1) 日本経済再生に向けての要請(経済産業省)

11 月 29 日、経済産業省富田商務情報政策局長が日印産連・足立会長を訪問、デフレ脱却と日本経済再生に向けた経済政策パッケージについて懇談した。具体的には、企業の活力を高めるための各種税制の採用、規制緩和のための新しい枠組みの創設、5 兆円規模の経済政策や今後のエネルギー政策についての政府方針が説明された。

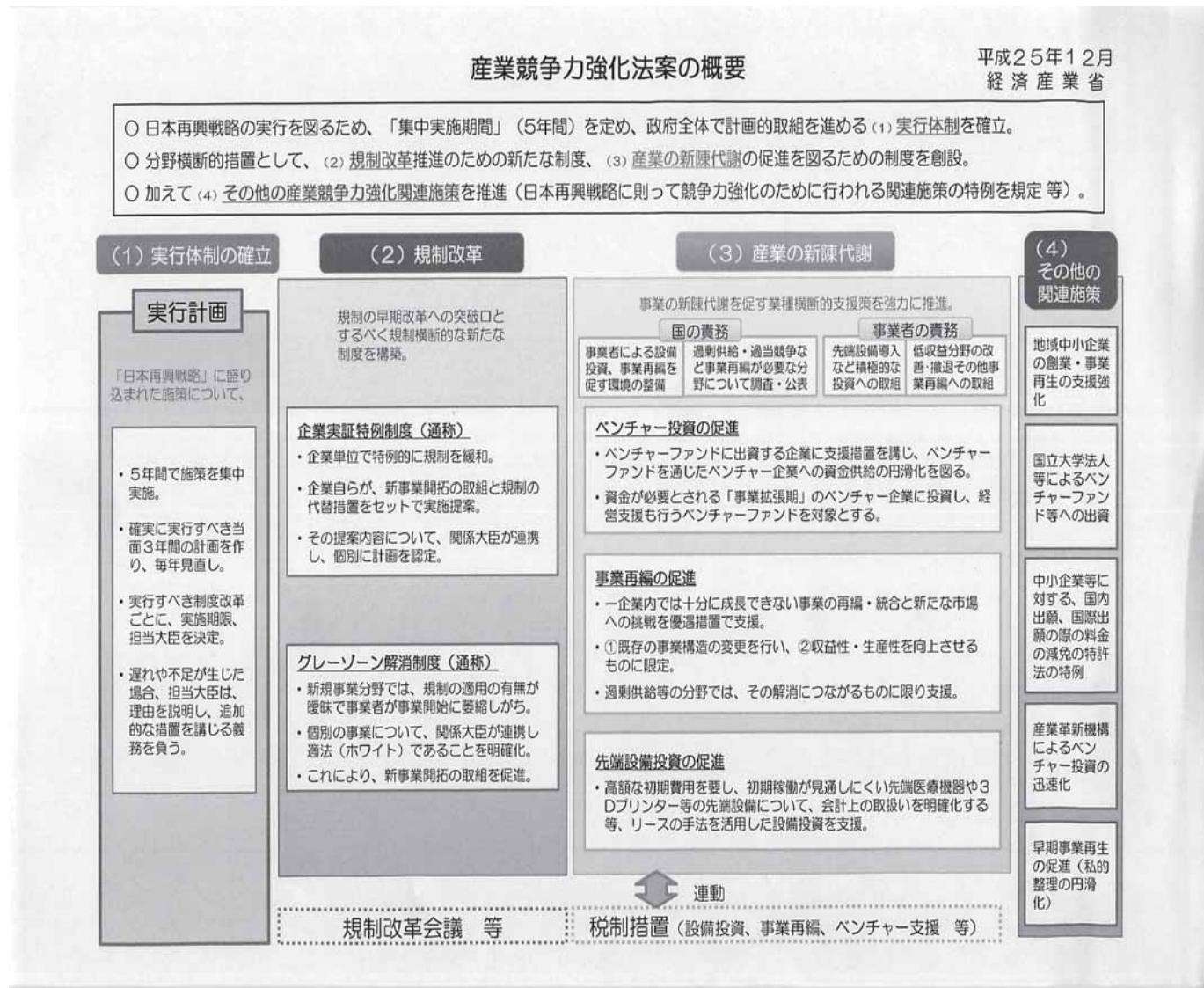
日本経済再生に向けては、3 つの歪み「過少投資」「過剰規制」「過当競争」を是正し、日本企業を国際競争に勝てる体質に変革していく必要があり、そのためには、「思い切った設備投資の促進」「新産業の創出」「大胆な事業再編」を進め、消費の拡大→企業業績の改善→投資の拡大・賃金の上昇といった経済の好循環を実現していくことが大切である。

富田局長は、実現のためには経営者の決断が不可欠であり、官民一体となって実現する努力が重要であるとされ、会長からもアベノミクスによる効果が経済界にも浸透してきており、経済の底上げは印刷産業にとって大いにプラスになることから、業界としても好循環を実現するための取り組みを進めたいとの表明があった。

2) 産業競争力強化法についての説明（経済産業省）

12月3日開催の第4回総務委員会において、経済産業省・産業構造課並びに産業再生課の担当官2名より、平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」の概要についての説明が行われた。

産業競争力強化法は、「創業期」「成長期」「成熟期」「停滞期」といった事業の発展段階に合わせた支援策により産業競争力を強化することにより、これらの支援策を活用することで、事業の新陳代謝を加速し、ひいては事業者の更なる成長が日本の活力につながることが期待されている。



3) 「印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の改訂（経済産業省）

平成26年3月10日開催の総務委員会において、経済産業省メディアコンテンツ課仲課長補佐より、印刷業における下請けガイドラインの改訂についての説明が行われた。

同ガイドラインは、印刷産業に係る親事業者が順守すべき事項等について平成22年2月に経済産業省がとりまとめたものだが、平成25年10月1日に施行された消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的に施行された「消費税転嫁対策特別法」に関連し、印刷産業界の下請け取引において問題となる箇所が大幅に追記された。当会は、4月1日の消費税増税の施行に合わせ、会員10団体に同ガイドラインの改訂を連絡するとともに、当会HPに改訂のポイントと全文を掲載し、その周知を図った。

4) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

厚生労働省は、胆管がん事案の原因物質の1つとして考えられる「1,2-ジクロロプロパン」を、労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がんのおそれのある特定化学物質障害予防規則対象物質として、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第234号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第96号。以下「改正省令」という。）を平成25年8月13日に公布し、平成25年10月1日に施行した。

同改正により本年10月からは、洗浄・拭き業務で「1,2-ジクロロプロパン」を含有する洗浄剤等を使用する事業者は、化学物質の発散を抑制する設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、作業の記録等を30年保存などが義務付けられることになる旨を、会員団体を通じ徹底するとともに、今後はGP資機材認定洗浄剤など同物質を使用しない洗浄剤への代替をお願いした。

□ 厚生労働省からの通達文

基発0827第7号
平成25年8月27日

別記の関係事業者等団体の長 あて

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等 の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働基準行政の推進に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年8月13日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第234号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第96号）により、1,2-ジクロロプロパンを特定化学物質とし、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付けました。本改正政省令につきましては、平成25年10月1日より施行することとしており、本改正政省令の施行につき別紙のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対し、本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

《改正の趣旨》

大阪の印刷事業場で印刷機の洗浄又は拭きの作業を行っていた労働者が胆管がんを発症したのは業務によるものであるとして平成24年3月以降に労災請求がなされた事案は、「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」報告書（平成25年3月14日）において、使用していた洗浄剤に含有する1,2-ジクロロプロパンの長期間にわたる高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いとされた。

改正政令は、専門家による検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第18条に規定する名称等を表示すべき危険物及び有害物、施行令第22条に規定する健康診断を行うべき有害な業務並びに施行令別表第3に規定する特定化学物質の範囲等を拡大するため、施行令について所要の改正が行なわれたものである。

《概要》

洗浄剤の「1,2-ジクロロプロパン」含有の有無及び含有量をSDS（安全データシート）で確認もしくは直接メーカーに問合せ、「1,2-ジクロロプロパン」を含有する場合は、洗浄・拭き業務での使用にあたり、次の健康障害防止措置が事業者に義務付けられる。

□ 1,2-ジクロロプロパンを含有する洗浄剤等を使用している場合

《健康障害防止措置》

- ① 作業場への掲示（洗浄作業場のよく見える場所に有害性などを掲示）
- ② 作業の記録（洗浄・拭き業務従事者の作業記録の30年間保存）
- ③ 作業主任者の選任（有機溶剤作業主任者技能講習修了者からの選任）
- ④ 局所排気装置等の設置（空中濃度の削減及び作業者の吸引を防止する換気装置設置）
- ⑤ 作業環境測定（6か月に1回の空気中濃度の測定）
- ⑥ 特殊健康診断の実施
 - （洗浄・拭き業務に當時従事した労働者（退職者は除く）への6か月に1回の特殊健康診断の実施、労働基準監督署への健康診断結果報告書の提出及び健康診断結果個人票の30年間保存。）
- ⑦ 洗浄・拭き業務経験3年以上の労働者の離職時の「健康管理手帳」交付申請協力（洗浄・拭き業務経験3年以上の労働者が離職する場合は、離職後も特殊健康診断の受診が必要であることを説明し、離職時に都道府県労働局への「従事歴証明書（事業者記載用）」を作成するなど離職者の「健康管理手帳」交付申請に協力する。）

《施行日》

平成25年10月1日（上記③及び⑤は平成26年9月10日まで経過措置）

1-2

特別委員会／労働安全衛生協議会事業報告

（1）印刷事業所の労働衛生課題に関する対応について（化学物質対応）

印刷事業所の化学物質の取扱いに対応すべく、平成24年6月緊急の総務委員会を開催し、総務委員会の特別委員会として「労働衛生協議会」を立ち上げたが、本年度はこれを発展・拡大させ、特別委員会「労働安全衛生協議会」と名称を変更し、印刷事業所における作業環境・労働安全に亘るテーマまでを視野に入れた委員会として以下の対応を実施した。

なお、平成25年度事業として「オフセット事業場における揮発性有機化合物（VOC）の発生状況の確認」（VOC作業環境測定）実施後に、この得られたデータをもとにガイドライン作成を計画していたが、本測定後、新たに印刷機メーカー・デモセンターで追加確認の必要性が分かり、更には本測定後に、記録等の分析・まとめ及び対策の検討期間が多く必要となった。この様な理由により、ガイドライン作成、説明セミナーの開催を来年度テーマに計画変更する。

*以下は主たる活動の概要であり、本案件に関しては「労働衛生協議会」が平成26年6月に詳細な報告書を発行する。

1) オフセット印刷事業場における揮発性有機溶剤（VOC）測定の実施

印刷事業場の揮発性有機化合物による健康障害防止対策を実施するため、印刷事業場内における作業環境（揮発性有機化合物等の化学物質の使用・発生・拡散・排出の状況、事業場内における濃度の分布等）の実態を把握するための作業環境測定を実施した。手動や、自動で洗浄を行っているそれぞれ5つの印刷事業場で測定し、更に印刷機メーカーの技術センターモデル印刷機を対象に VOC 発生状況を確認した。①VOC 作業環境測定②個人ばく露測定 ③VOC 連続測定④簡易測定⑤VOC の見える化について実施しており、現在結果を集約中である。この内容は、広くオフセット印刷事業場で対応できるような具体的な施策を盛り込んだガイドラインとしてまとめていく。

2) 印刷業界における化学物質ばく露防止策推進のための化学業界に改善のお願い

本協議会で掲げた「健康障害防止対策基本方針」では、「より有害性の低いことが分かっている洗浄剤等への切り替え」を掲げており、印刷事業者におけるリスク評価のための有害性に関する情報提供とともに、より有害性の低いことが判別できる化学物質を使用した洗浄剤の開発が重要になってきた。このため最新で分かり易い安全データシート（SDS）の入手等の要望事項をまとめ、一般社団法人日本化学工業協会、洗浄剤メーカー（80社）に改善のお願いを要請し、同協会からは協力する旨の回答を得た。

□ 日本化学工業協会宛のお願い分（5月31日）

25日印産連第20号
平成25年5月31日

一般社団法人日本化学工業協会 御中

一般社団法人日本印刷産業連盟
労働衛生委員会



印刷業界における化学物質ばく露防止策推進のための化学業界に改善のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年5月以降の校正刷り事業所における胆管がん発症問題に関連して、印刷業界においては労働安全衛生法への遵法に向けた活動を業界挙げて取り組んでいるところです。

当連合会としては、平成24年7月に労働衛生協議会を発足し、「健康障害防止対策基本方針」の策定・発表、有機則の解説を中心としたパンフレットの配布など、会員企業に対する遵法措置の啓発及び化学物質ばく露による健康障害防止策の推進を行っております。

特に、「健康障害防止対策基本方針」では、「より有害性の低いことが分かっている洗浄剤等への切り替え」を掲げており、印刷事業者にとってはリスク評価のための有害性に関する情報提供が重要であると考えております。

しかし、現状では、各印刷事業者から有害性の情報としての最新の安全データシート（SDS）が入手できない、安全データシート（SDS）による「有害性が低いこと」の判断ができない等の意見が出ております。

つきましては、労働安全衛生法への遵法措置及び従業員の健康を守る上でも、次の内容等の改善策をご検討いただき、洗浄剤等の原料メーカー及び洗浄剤メーカー等化学業界内に対しご指導いただきたく強く要望いたします。また、各洗浄剤メーカーには添付の要望書を送付いたします。

(要望内容)

- ① SDSの記載内容充実及び確実・迅速な発行の徹底
 - ・特に洗浄用途における有害性が特定できる化学物質名の明記と危険有害性情報・データの提供
 - ・SDS発行の徹底及び製品選定等のためのWEB等を利用したSDS情報の提供
- ② より有害性の低いことが判別できる化学物質使用促進の啓発
- ③ 有害性の高い化学物質を含んだ製品（有機則、特化則、がん原性指針該当製品等）を販売する際の販売先への説明の徹底

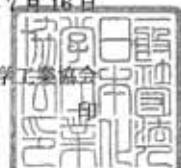
敬具

□ 日本化学工業協会からの回答（7月16日）

平成25年7月16日

一般社団法人 日本印刷産業連合会 殿

一般社団法人 日本化学工業協会



貴協会『印刷業界における化学物質ばく露防止策推進のための化学業界に改善のお願い』
文書（平成25年5月31日付け）への回答について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、過日拝領致しました貴協会の掲題に関する要望事項につきまして検討を重ねて参りました。労働現場における化学物質の過度のばく露による業務上の疾病は、化学物質による健康被害を撲滅する観点から、化学物質の供給者の立場、最終使用者の立場の両方からの取り組みが不可欠であり、お互いの責務を十分に認識し協力して取り組むことが必要と考えております。こうした観点を踏まえ下記に貴日本印刷産業連合会の3項目の要望事項に対し回答させて頂きます。

<記>

1. SDS の記載内容充実及び確実・迅速な発行の徹底の要望

当協会では従来から会員企業に対して、法的（安衛法、PRTR法等）に求められている SDS の提供等の遵守は勿論のこと、これまでにも有害性情報の自主的提供と公表をお願いしてきており、現時点では法的要事項に沿った SDS が基本となっておりますが、今後、当協会では会員に対しリスク低減の観点から G P S / J I P S (*) 等の普及も含め内容の充実等について一層指導を徹底していく所存です。

2. より有害性の低いことが判別できる化学物質使用促進の啓發

有害性の判断につきましては、添付の基発0314第1号（平成25年3月14日）に『許容濃度、皮膚感作性をはじめ当該化学物質そのものの有害性だけでなく、蒸気圧や使用量など想定されるばく露の程度も勘案する必要があること』と示されております。すなわち、有害性情報と使用条件等を勘案したばく露量の測定結果等に基づきリスク評価することにより有害性の低い化学物質を選別することになります。本来この判別は、使用者が自らその使用実態を考慮したうえでリスク評価を行い適切な化学物質を選択することを考えます。前述しましたように当協会として会員への SDS 等による有害性情報の提供はより一層推進する所存でございますが、有害性の低いことを判別（評価）することについては、前述の様に現場実態が把握できる使用者が自ら実施することが基本と考えます。貴連合会におかれでは貴連合会会員にリスク評価の実施の推進を積極的に働きかけていただいて、その中で当協会として有害性情報の提供やリスク評価の手法等具体的な協力をさせて頂きたいと存じます。

3. 有害性の高い化学物質を含んだ製品を販売する際の販売先への説明の徹底

本要望は個別製品の商取引上の課題でもあり、当協会として個別のビジネス上の関係という点も含め直接的に関与することはできかねます。販売先への説明は基本的に実際の販売元が販売先に責任を持って行うべきものであると考えます。ただし、この説明の徹底については1. の SDS 等の情報提供を促進しつつ、会員企業に対しより広く情報の伝達を依頼することとさせていただきたいと存じます。また、ユーザー側からも化学物質の取り扱いにあたっては、化学物質の有害性情報の取得、SDS の活用に関して積極的にお取り組み頂くとともに、使用者側からの販売元へのご要望を頂く事などを通じて、原料供給側、使用者側等の協働の対応が必要と考えております。

4. その他の協力等

厚労省基発 0314 第 1 号に示された『洗浄又は拭きの業務等における化学物質のばく露対策』は事業者自らが積極的に実施することが基本であり、その中で使用化学物質の代替に関しては有害性情報のみに基づいて判断するのではなく、使用条件等の実態、ばく露量の測定結果等を勘案して経済性・作業性も考慮した上で、各事業所で代替の検討をすべきと考えます。

リスク評価の方法等については、厚労省等から多くの教材、関連資料が公表されており、これらの活用等を促進することを推奨いたします。その上で、当協会としては SDS の活用方法等やリスク評価手法に関して支援、協力いたしく存じます。

参考： 有害性情報、リスク評価等に関する当協会の活動状況

・ SDS に関しては安衛法に基づき可及的速やかに提供するよう会員企業に対しても支援を進めしており、リスク評価等に関しても GPS/JIPS 等の活動を中心に推進しております。当協会のホームページをご高覧いただくと幸いです。

*) GPS/ JIPS :

GPS (Global Product Strategy、グローバルプロダクト戦略)は、ICCA (国際化学工業協会協議会) で決定された国際的な化学品管理で、化学物質による悪影響を最小化するための ICCA (国際化学工業協会協議会) が推進する産業界の自主的な取組みのことです。

製品が安全に製造・運搬・使用・消費そして廃棄されることによって、人への健康被害や環境への影響が生じないことを目標としています。世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目でわかるよう、ラベルで表示したり、安全シートを提供したりして災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。JIPS (Japan Initiative of Product Stewardship) は、GPS の日本における具体化と位置づけられるものです。

敬具

3) 「洗浄剤における有害物質の情報提供システム」について

印刷企業が有害性のある洗浄剤を購入・使用する場合、その有害性を把握し、十分な健康障害防止対策を取りうるよう、遵法措置等の説明を販売店が販売先の印刷企業に説明することを目的に「洗浄剤における有害物質の情報提供システム」構築を進めている。

GP 認定工場を対象に、洗浄剤等の化学物質購入時の説明有無についてアンケート調査を行った。この実績を踏まえて今後の進め方を詰めていく。

4) 公益社団法人日本産業衛生学会の発がん物質分類について

公益社団法人日本産業衛生学会から、同学会発行の「産業衛生学雑誌」第 55 卷第 5 号（2013 年 9 月）にて「オフセット印刷工程」を発がん物質第 1 群へ分類し、暫定物質として提案があった。これは「オフセット印刷工程」を他の発がん物質に並べて評価しているもので、印刷業界としてはその趣旨を考慮しても、受け入れ難い内容となっていた。

そこで同評価の見直しを依頼するべく『「オフセット印刷工程」の発がん物質第 1 群への分類について（再検討のお願い）』を同学会に発信するとともに、同学会許容濃度等に関する委員会の委員を対象に、印刷工場見学会を開催の上、直接、趣旨説明を行った。当学会からは当面「暫定物質」とする旨の回答を得ているが、更に再検討・見直しを依頼している。

発がん物質第 1 群は発がん分類で最上位の「人に対して発がん性がある」とする評価であり、同学会が「工程」自体を発がん分類に入るのは初めてであり、同じ工程を採用する事業者らに、念のため、注意を促す意味があるとみられる。

矢野委員長は「『1,2 - ジクロロプロパン』に発がん性ありと断定するのはまだ証拠が不十分だが、オフセット印刷工程の現場でがんが発生したことを考慮した。事業者や従業員へ情報提供することを重視したものだ。今後の研究で範囲が限定される可能性がある」と説明した。

□ 日本産業衛生学会との交渉経緯

① 2013/05/14 同学会が「オフセット印刷工程」を発がん物質第 1 群に分類を発表

＜朝日新聞 2013 年 5 月 15 日＞ 胆管がん多発で許容濃度厳格化 学会、原因推定の物質

大阪市の印刷会社の従業員らに胆管がんが多発し、労災認定された問題を受け、発症の原因と推定される化学物質「1,2-ジクロロプロパン」について、日本産業衛生学会が労働環境で許容される濃度を米国の基準の 10 分の 1 の厳しい値に定めた。国は現在、許容濃度を定めておらず、今夏の法令改正を目指して作業中で、同学会の決定はその参考となる。学会内の許容濃度委員会が 1ppm(1 日 8 時間労働の場合)と決めた。米国基準は 10ppm。発がん性の確からしさを 3 段階に分けた学会の分類の 2 番目「おそらくある」とする。発症者が確認されているオフセット印刷工程については 1 番目の「ある」とした。

② 2013/09 末 同学会発行の雑誌で、「オフセット印刷工程」を発がん物質第 1 群に分類産業衛生学雑誌」55 卷 5 号 2013 年 9 月号に掲載の「許容濃度等の勧告」中に「オフセット印刷工程」を発がん物質第 1 群に分類し発行

③ 2013/12/4 矢野委員長に面会を求め、発がん物質分類の見直しを要請

矢野委員長と面会し、発がん物質分類の見直しを要請すると共に、オフセット印刷工程の概要を説明し、先方委員会との意見交換会開催を申し入れる。

*出席者：（先方）矢野委員長、（日印産連）草野専務、油井常務、石井

④ 2013/12/5 日印産連より「オフセット印刷工程」の発がん物質第1群の分類について（再検討のお願い）」を提出。

平成25年12月5日

公益社団法人 日本産業衛生学会

日本産業衛生学会許容濃度等に関する委員会

委員長 矢野榮二様

一般社団法人 日本印刷産業連合会

専務理事 草野司朗

「オフセット印刷工程」の発がん物質第1群への分類について（再検討のお願い）

今般、貴学会発行の「産業衛生学雑誌」第55巻第5号(2013年9月)にて、「オフセット印刷工程」を発がん物質第1群へ分類し、暫定物質として提案されておりますが、日本印刷産業連合会として以下の事由により再検討をお願いします。

事由

1. 「オフセット印刷工程」について

今回の症例は、「平台オフセット校正刷」の従事者に見られるもので、これを全印刷業の約90%を占める「オフセット印刷工程」として包含してしまうのは、適当ではありません。いわゆる「オフセット印刷」と「平台オフセット校正刷」では、使用的する資機材、作業内容が全く異なり、別のものと判断しております。

2. 変化する「オフセット印刷工程」

化学物質そのものは変化することはない存じますが、現在オフセット印刷工程は、デジタル化等により大きく変化しております。使用的する洗浄剤等の資機材も、時代の変遷と共により有害性の少ないものに変わってきており、静的な化学物質と並べて評価するのは適当ではないと存じます。「工程」ではなく「物質」を特定して分類するのが相当と考えております。

3. 「平台オフセット校正刷」の変化

デジタル化の波により、「平台オフセット校正刷」も大きく変貌しております。今回問題となった「平台オフセット校正刷」は、古いタイプの手法で行われているもので、該当の機械も現在稼働しているものは100台以下で、全体の校正刷に占める割合は1%以下と見込まれており、更に漸減しております。現在の主流は文字・画像を含むデジタルデータから直接カラープリンターへ出力する手法であり、現在業界で極めて少ないシェアで行われている方法で「オフセット印刷工程」として全体を評価するのは危険であると判断します。

4. より有害性の低いことが分かっている洗浄剤等への切り替え

洗浄剤等について、より有害性の低いことが分かっているものへの切替を進めており、とりわけ1,2-ジクロロブロパンやジクロロメタンの使用については、昨年の災害以来皆無となっております。

5. 印刷業界への影響

「オフセット印刷工程」という表現では、前述のように全印刷業の約90%が対象となり、非常に大きな影響が予想されます。分類にあたっては、より正確な表現でされることを要望致します。

今回の「オフセット印刷工程」の評価については、印刷事業者、またその従業者に対する情報提供となり、多大な影響を与えるものと考えられます。一部の工程の、しかも現在主流ではなく、今後衰退していく手法についての評価を全体に適用しようとするのは、誤った情報を与えかねないと存じます。

当連合会としましても昨年の災害を重く受け止めており、学識経験者、労働安全専門家、印刷業界団体代表、印刷資材団体・メーカーで構成する「労働衛生協議会」を設立し、印刷業界全体の「化学物質による健康障害防止対策の取組」の強化を図ってきております。

このようなか、「オフセット印刷工程」における校正刷の位置づけを明確にせず、また、「平台オフセット校正刷」作業と一般的の「オフセット印刷」作業における洗浄剤の使用量、使用頻度、洗浄作業方法等が大きく異なることを検証しないまま、「オフセット印刷工程」全体を発がん分類に入れることは、大きな混乱を関係者、及び広く社会に対し及ぼしかねないと推察されます。

以上

⑤ 2013/12/9 矢野委員長より書面にて返書を得る

- ⑥ 2014/1/20 付 全国グラビアより産業衛生学会に対し「削除・訂正お願い」を発信。
2014/1/23 付で矢野委員長より回答。同文書で、先方がグラビア印刷の現場見学を希望。
- ⑦ 2014/2/5 矢野委員長と第2回目の打合せ
3/29の意見交換会の打合せ内容について詰めた。この場で先方よりオフセット平台校正、本機印刷、グラビア印刷の現場見学の要望、具体的に予定を詰めることとした。(矢野委員長/油井常務、石井部長)
- ⑧ 2014/3/18 印刷工程の視察。オフセット平台校正、本機(枚葉・輪転)、グラビア印刷を視察
- ⑨ 2014/3/29 意見交換会の開催：<帝京大学霞が関キャンパス(千代田区平河町)>
*出席者：・産業衛生学会許容濃度等に関する委員会委員／日印産連(寺田座長、柳川委員、小瀬委員、事務局)
以上

5) <参考> 胆管がんに関する労災補償状況(厚生労働省発表)

厚生労働省は、平成26年3月4日開催された胆管がんの労災請求について検討する「胆管がんの業務上外に関する検討会(第14回)」の検討結果について以下の通り発表した。

① 第14回検討会結果

*11名(11事業所)の事案について検討

	検討数	検討終了	業務上	業務外	継続
印刷業	8	5	1(大阪府)	4	3
印刷業以外	3	1	0	1	2
計	11	6	1	5	5

*第14回検討結果の概要(印刷業関連)

業務上 (労災適用)	大阪府の印刷事業場に係る請求事案(1名) ・60歳代男性(印刷機の洗浄業務に従事) ・400PPMを超えるジクロロメタンにばく露(約8年間)
業務外 (労災適用外)	請求事案①(1名) ・40歳代男性/印刷機の洗浄業務に従事(約12年) ・ミネラルスピリットを使用(洗浄以外の用途で稀に微量のジクロロメタンを使用)
	請求事案②(1名) ・60歳代男性/印刷機の洗浄業務に従事(約47年) ・ガソリンを使用(1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンの使用なし)
	請求事案③(1名) ・70歳代男性/印刷機の洗浄業務に従事(約27年) ・ミネラルスピリットを使用(1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンの使用なし)
	請求事案④(1名) ・60歳代男性/印刷事業場で営業職として勤務(約11年) ・化学物質の使用なし

② 胆管がんに関する労災請求(平成26年2月末)/検討会結果状況(平成26年3月4日まで)

区分	労災請求		業務上件数 (労災適用)	業務外件数 (労災適用外)	未審査
	件数	同一事業所からの申請数			
印刷業	83	・大阪の事業所 17名 宮城の事業所 2名/福岡の事業所 2名/北海道の事業所 2名/ 愛知の事業所 2名 1事業所1名申請 58名	29	22	32
印刷業以外	20		0	5	15
計	103		29	27	47

2 経営労働委員会／経営環境の整備促進

【1】概要

経営労働委員会は主に専門分科会を編成し、それぞれのテーマに沿った積極的な活動を展開した。個人情報保護研究会においては、「印刷現場における個人情報保護 Q&A」の加筆と内部監査員セミナー用教材の作成及びセミナーの実施。知的財産権研究会では、10回の研究会を開催するとともに、研修セミナーの開催と機関誌 JFPI REPORT における知的財産権アドバイスの掲載。また、「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめ」に関する意見を提出した。

税制対策研究会では、平成26年4月1日の消費税増税に対する対応策として、「消費税の転嫁及び表示の方法の決定の係る共同行為(カルテル)」の締結に向けての実務作業を行い、総務委員会に諮った後公正取引委員会に協定書等必要書類を届け出た。

委員会名(分科会)	開催回数	実施内容
経営労働委員会	2回	*個人情報保護への対応 *知的財産権問題への対応 *「消費税の転嫁及び表示の方法の決定の係る共同行為(カルテル)」の締結
①個人情報保護研究会 ・個人情報保護分科会WG ・内部監査員WG:20回 ②知的財産権研究会	2回 9回 20回 10回	・「印刷現場における個人情報保護 Q&A」の検討 ・「印刷現場における個人情報保護 Q&A」追加 ・「内部監査員セミナー」の開催と教材作成 ・知的財産権問題の周知啓発活動の実施

《本委員会開催日》

第1回 平成25年 7月 18日(木) 於：日本印刷産業連合会 会議室
第2回 平成26年 2月 25日(火) 於：日本印刷産業連合会 会議室

【2】委員名簿

□ 経営労働委員会（計11名） (敬称略、◎は委員長)

連合会役職名	所 属 团 体		氏 名	会 社 名
	団体名	役職名		
◎ 理事	印刷工業会	理 事	中澤 茂明	(株)日立ドキュメントソリューションズ
◎ 理事	工印刷業会	常任理事	新村 明義	新村印刷(株)
	全印工連	常務理事	瀬田 彰弘	弘和印刷(株)
	フォーム工連	常任理事	玉田 健治	トッパン・フォームズ(株)
◎ 理事	ジャグラ	副 会 長	谷 忠明	(株)オレンジ社
◎ 理事	全日本製本	副 会 長	常川 和勇	(株)常川製本
	G C J	理 事	福田 光明	(株)日伸ライトカラー
	全日本シール	副 会 長	田中 浩一	(株)田中シール印刷
	全国グラビア	幹 事	千田 敦	(株)東京ポリエチレン印刷社
	全日本スクリーン・デジタル	専 務 理 事	飯島 英毅	(株)アクト
	全日本光沢化工紙	副 会 長	萱楨 雅浩	興亜産業(株)

【3】主な実施内容

(1) 個人情報保護研究活動概要

平成 25 年度は以下の活動を重点的に行った。①「印刷現場における個人情報保護Q&A」の追加資料の作成と HP による公開 ②「個人情報保護 内部監査員セミナー」の教材を作成及びセミナーの開催 ③「印刷現場における個人情報保護ワンポイントレッスン」の活用促進についての活動。また、上記事業に対応するため、個人情報保護研究会のもと個人情報保護研究会WG と新たにプライバシーマーク審査員による内部監査員セミナーWG を立ち上げ積極的な対応を行った。

1) 「印刷現場における個人情報保護Q & A」の情報追加

当会認定事業者に「個人情報 Q&A」に係るアンケートを行い、追加要望の多かったテーマ及び顧客ニーズ・新たな技術に対する情報セキュリティ対策等の 81 テーマを選定し WG で検討。その結果下記の 20 テーマを選定し、牧山弁護士、新保教授の監修を得た後、日印産連プライバシーマーク審査センターの付与事業者サイト「寄木細工の箱」で公開。(付与事業者等にはログイン ID、PW を連絡)

□ «「印刷現場における個人情報保護 Q&A」追加 20 テーマ»

a. 受託業務に関する Q&A

1. 公開情報を利用したダイレクトメール (DM) 業務の受託
2. クレジットカード情報の取扱い
3. 古い卒業アルバムの再版受注時の注意点
4. 小売店や商店街からダイレクトメール (DM) を受注する際のアドバイス
5. 会報誌の会員以外への配布

b. 受託業務以外に関する Q&A

1. プリント通信販売時のスナップ写真の取扱い
2. 玄関の受付に掲示する連絡先
3. 監視カメラ設置にあたっての留意事項
4. 従業員等に関する個人情報（外部の求人サイト利用時の注意点）
5. 社内で掲示する従業員等の個人情報の取扱い
6. 退職した従業員等に関する問合せへの対応
7. メンテナンス業者の緊急連絡先を掲示する場合の注意点

c. 安全管理措置に関する Q&A

1. 個人情報を含むヤレ紙の管理
2. 私用パソコンや USB メモリの使用について
3. メールで受信した添付ファイルの安全管理措置
4. F T P 通信時の安全管理措置
5. ファイル転送サービス利用時の留意点
6. 印刷用データのリスク対策
7. 電子メディアでの個人情報を取り扱う場合の安全管理措置
8. 無線 LAN、Wi-Fi 導入時の安全管理措置

2) 「PMS 内部監査員セミナー」の開催

個人情報保護マネジメントシステム (PMS) を運用する印刷事業者の内部監査員の養成及び内部監査員の力量の向上を目的とした「PMS 内部監査員セミナー」の教材を作成し、今年度東京で 2 回開催した。

□ 第1回 個人情報保護 内部監査員セミナー

開催日 : 平成 25 年 11 月 27 日(水)
場 所 : 日本印刷会館
参加者 : 12 名 (定員 20 名)

募集範囲：印刷工業会の東京近郊のPマーク付与事業者 22 社を対象に案内
参加費：10,000 円（教育研修機関での受講費用は32,000 円～45,000 円）

□第2回 個人情報保護 内部監査員セミナー

開催日：26年2月12日(水)
場所：日本印刷会館
参加者：17名（定員24名）
募集範囲：Pマーク付与事業者 450 社を対象に案内
参加費：10,000 円（消費税別）

《研修内容：1・2回共通》

- ① 「個人情報保護 内部監査員セミナー」教材の作成
 - a. 監査についての基礎知識
 - b. JIS Q 15001:2006 規格 内部監査に関連する主な要求事項
 - c. 内部監査の手順
 - d. 監査に関連するプロセスで使用する様式集
 - e. 牧山弁護士及び新保教授による監修
- ② 演習問題の作成
 - a. 模擬監査として PMS 運用状況の事例の作成
 - b. PMS 運用状況の事例に該当するチェックリストの作成
 - c. PMS 運用状況の事例で確認された不適合文書の作成
 - d. 模擬監査の実施手順の作成
- ③ 理解度確認の作成
 - a. 理解度確認問題及び解答の作成
- ④ 修了証の作成
 - a. 修了証のデザイン及び作成
- ⑤ 受講者アンケートの実施

3) 「印刷現場における個人情報保護ワンポイントレッスン」の活用促進

主要エリアで、会員事業者を対象に「印刷現場における個人情報保護ワンポイントレッスン」等の個人情報保護シリーズについて活用方法を説明するとともに、Pマーク現地審査の場で審査員が個人情報保護シリーズの紹介と活用方法の説明を行った。

- ・「印刷現場における個人情報保護ワンポイントレッスン」等の活用説明会
- ・全日本印刷工業組合連合会の都道府県工組及び企業との意見交換
 - 岡山県、愛媛県、福島県、宮城県、香川県、秋田県、北海道、山口県、福岡県、愛知県、岐阜県、宮崎県、鹿児島県、滋賀県、富山県、石川県、静岡県、大阪府、兵庫県、熊本県、沖縄県、群馬県、長野県、徳島県、新潟県、以上の25県工組及び企業を訪問

4) 研究会での情報提供

- 個人情報を巡る時代的な要請から生まれる新たな課題
- ・テーマ：「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針について」
 - ・開催日：平成26年2月6日（第2回個人情報保護研究会に於いて）
 - ・講師：慶應義塾大学総合政策学部 教授 新保 史生氏

5) 個人情報保護シリーズ販売実績

	個人情報保護の手引き	個人情報保護 Q&A	個人情報保護 ワンポイントレッスン
印刷部数	9,000 冊	3,000 冊	3,000 冊
平成 25 年度販売実績	83 冊	28 冊	1,320 冊
在庫数量	732 冊	377 冊	1,680 冊

(2) 知的財産権研究会

1) 知的財産権研究会活動概況

本年度も 10 回の知的財産研究会を開催し、印刷業界の知的財産権に係るタイムリーなテーマの抽出、業界としての課題や疑問に取り組み、解決に向けた研究・提案活動を行った。

機関誌「JFPI-REPORT」等への連載を通して、印刷会社の実際的な知的財産権処理に役立てられるよう研究成果の実際的な活用の提案。また、文化庁文化審議会著作権分科会への参加、パブリックコメント募集案件等への提言等、行政への積極的な提案活動を推進するとともに、印刷会社の企画・営業担当者向け知財セミナーを開催し、デジタルネットワーク時代の知的財産権課題の研究を積極的に行い、業界としての見識を高めるよう啓発活動を推進した。

2) 活動内容

① 機関誌「JFPI-REPORT」等への掲載による知的財産権問題の周知活動

- * JFPI 誌掲載…『こんなときどうする？！知的財産アドバイス』
 - ・No.143（4月号） 「菓子袋をデザインする際の注意点」
 - ・No.144（7月号） 「得意先の企画コンペに参加する場合の注意点」
 - ・No.145（10月号） 「国旗を使用する場合の注意点」
 - ・No.146（1月号） 「『春のキャンペーンセール』提案時の消費税の取り扱い」

② 知的財産権セミナーの開催

知財権研究会では継続的に「こんなときどうする？！」というテーマで印刷会社の企画・営業向けに具体例を想定した Q&A を当会機関誌等で取り上げてきたが、それらの知財情報及び最新の法改正動向の解説を行うため下記のセミナーを開催した。

□ 知的財産権セミナー

- ・日 時：平成 26 年 3 月 3 日（月） 16:00～18:00
- ・会 場：日本印刷会館 2 階大会議室
- ・参 加 費：無料
- ・講 師：日印産連知的財産権研究会委員
- ・講 演 テーマ：

- 第 1 部：・『こんなときどうする？！』～「最新判例」事例検証による Q&A 形式
 - ・「著名人の肖像・写真」の広告・印刷物への利用と判例
 - ・「インターネット掲示板への書き込み」広告・印刷物への利用と判例
 - ・「新商品のネーミング」を得意先に提案する場合の注意点
 - ・企画コンペでキャラクターデザインを応募する際の注意点と判例

- 第 2 部：・『最新法改正事情』
 - ・著作権法の改正（写り込み）
 - ・出版権の制度改正に向けた動き（電子出版への対応）

③ 「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめ」に関する意見

知的財産権研究会では、文化庁・文化審議会著作権分科会出版関連小委員会へ 2 名の委員（・山川委員（大日本印刷株）・萩原委員（凸版印刷株）：同委員会に 9 回出席）を派遣しているが、「同小委員会中間まとめ」に対し、10 月 24 日、日印産連として下記の意見書を提出した。

□ 「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめに関する意見(2013.10.24)

2013 年 10 月 24 日

文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめに関する意見

(1) 「中間まとめ」を尊重

【該当項目および頁数】はじめに 1 頁～2 頁

【意見】平成 22 年 3 月に設置された「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を皮切りに、本格的な検討が開始された「出版者への権利付与」につき、出版者を中心に要望が出される中、本年に入ってからは業界団体等様々なステークホルダーより具体的な提案がなされてきた。

以上のような動きの中で、一般社団法人日本印刷産業連合会（以下、当連合会）は、平成 24 年 1 月 17 日付けおよび平成 25 年 3 月 1 日付けのホームページ上での意見表明等において、本件につき開かれた議論がなされるべき旨を一貫して主張してきたところである。

当連合会としては、本年 5 月より本件につき多様なステークホルダーによる開かれた議論がなされた「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会」を評価する。

具体的には、「複製権と公衆送信権を内容とし、権利侵害行為の差止を可能とする、電子出版に対応した出版権」を整備する旨公表されており、様々なステークホルダーの理解を得られる効果的な検討結果が示されている点も高く評価できる。

実際に制度改正に向けた動きを進めるにあたっては、その開かれた議論の結果である「中間まとめ」が尊重され、かつその内容から逸脱または後戻りすることのないことを強く希望する。

(2) 「著作隣接権の創設」への反対

【該当項目および頁数】第 3 章 15 頁～17 頁

【意見】当連合会は、「出版者への権利付与として考えられる方策」について、「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会（以下、本小委員会）」に先立ち 2 度にわたって行ったホームページ上の意見公開、ならびに本小委員会第 1 回の意見表明において、「1. 多様なステークホルダーが関与する状況で、自動的に著作隣接権を出版者に付与することに反対、2. 海賊版対策としては、電子出版に対応すべく出版権を拡大し、著作者と出版者との契約強化によるべき」旨を主張してきた。

この点につき、本小委員会の中間まとめにおいて、著作隣接権の創設の排除ならびに出版権の整備を軸とすべき旨が明確に示されたことを評価する。

(3) 「一体的設定の是非」に係る見解

【該当項目および頁数】第 4 章 第 2 節 1、2 20 頁～22 頁

【意見】文化審議会著作権分科会出版関連小委員会の中間まとめにおいて、当事者の合意すなわち契約を前提とする出版権を、電子出版に対応可能とすべく制度改正するとされたことを評価する。その上で、紙媒体での出版と電子出版に係る権利を一体化すべきか、権利としては別々にすべきかという点に係る当連合会の見解は下記のとおりである。

海賊版対策という主目的への実効性を軸に検討すると、現状の海賊版被害の典型例（紙の出版物をデッドコピーしたインターネット上の海賊版）に対し、紙媒体での出版と電子出版に係る権利を一体化した「出版権」の方が効果的と考えられる。なぜならば、このような「出版権」

者」であれば、紙媒体と電子媒体の如何を問わず、侵害行為の差止め権限を有することが「原則」となるためである。また、一般ユーザーやステークホルダーにとってシンプルかつわかり易い制度設計であるべきという考えに立てば、紙媒体での出版と電子出版に係る権利を一体化して「出版権」とした方が望ましいものといえる。

なお、一体化に対する、「著作者の充分な認識のないまま一方的に電子出版が含まれてしまう」という懸念については、著作権法第61条第2項に基づき翻訳権、翻案権および二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を譲渡する場合の取扱いを参考に、設定行為において、その目的とする権利の明記を要件とする制度設計が対策の1つとして考えられる。

(4) 「特定の版面」に対象を限定した権利の法制化への反対

【該当項目および頁数】第4章 第3節3 23頁～28頁

【意見】当連合会は、『「特定の版面」に対象を限定した権利の創設』について、「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会（以下、本小委員会）」第5回の意見表明において、「1. 本来の改正趣旨との整合性がとれず、2. ネット上の海賊版に対し、出版権を電子出版に対応すべく制度改正することで対応可能」を理由として（補足として「版面」の定義付けの困難さ）、創設に反対する旨表明してきた。

この点につき、本小委員会の中間まとめにおいて、創設の必要はない旨が示されたことを評価する。また、本論点については、小委員会の場において、各著作権者から専ら反対意見のみで賛成意見は表明されておらず、新たな制度として創設されるべきではないと考える。

なお、出版物をデッドコピーしたインターネット上の海賊版への対策としては、電子出版に対応する出版権の制度設計を工夫することにより対応可能と考えるが、より実効性があり、かつステークホルダーの理解を得られる制度設計が可能であれば、そうした更なる対策を否定するものではない。

以上

④ 会員向けに、知的財産権動向に関する情報提供

知的財産権研究会では、印刷産業に係る知的財産権に広く対応するため、文化庁・文化審議会、内閣府・知的財産戦略本部、経済産業省・産業構造審議会知的財産分科会、自民党知的財産戦略調査会、更には電子書籍関連情報等の動向について調査し、会員に向けタイムリーな情報提供を実施した。

(3) 税制対策研究会

1) 「消費税の転嫁及び表示の方法の決定の係る共同行為（カルテル）の締結

平成26年4月1日に実施される消費税の増税に対応すべく、日印産連としては平成元年の消費税導入時以来2度目となるカルテル締結に向け、10団体と連携し総務委員会に諮るべく各種事務作業を担当した（カルテル締結の概要は4頁の総務委員会事業報告を参照）。

2) 平成26年度税制要望書について

平成25年2月に日本印刷産業機械工業会と連名で税制改正要望を含めた今後の政府施策に対する「印刷産業界の要望書」を提出したこと、また、政府が消費税増税前に税制改正を含めた「産業競争力強化法」を施行したこと等を踏まえ、例年行っている税制改正に限定した要望書の提出は行わなかった。

3 市場調査委員会／印刷産業関連データの収集及び分析

【1】概要

印刷産業に関するデータおよび関連資機材データの収集（経済産業省等行政当局発表資料・各種業界団体などの関連データ）ならびに分析を行い、会員向け隔月刊誌「印刷産業関連データ」・年報「マーケティング・データ・ブック」の発刊、及びホームページに掲載した。また、印刷産業の可能性を検証し、広く周知するための冊子「Power Print 2013－印刷メディアの源流－」を発刊し、同関連講演会を実施。また、2月にはコンテンツビジネス市場をテーマとした新春特別講演会を実施した。

委員会名	開催回数	実施内容
市場調査委員会	2回	* 「Power Print 2013」の発刊と講演会 * 印刷産業の基本データの整備と分析 * 印刷産業関連データ及び年報の発行 * 会員団体への統計データの提供 * 従業員100人企業の態調査の実施 * コンテンツビジネス関連セミナーの開催 * 用紙値上げに対する対応（意見書）

《本委員会開催日》

第1回 平成25年7月24日（水）

於：日本印刷産業連合会 会議室

第2回 平成26年2月19日（木）

於：日本印刷産業連合会 会議室

【2】委員名簿

□ 市場調査委員会（計11名）

（敬称略、◎は委員長）

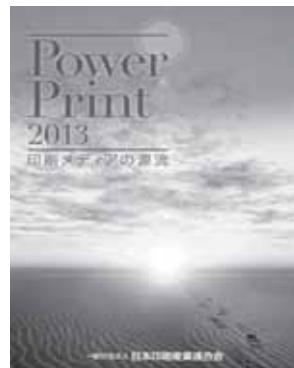
連合会役職	所属団体		氏名	会社名
	団体名	役職名		
◎	印刷工業会		岩岡 正哲	岩岡印刷工業株
常任理事	印刷工業会	専務理事	大屋 道博	印刷工業会
監事	全印工連	常務理事	橋本 唱市	文唱堂印刷株
	フォーム工連	常任理事	池田 正雄	（株）ビーエフ
	ジャグラ	専務理事	沖 敬三	勝美印刷株
	全日本製本	理事	青木 英一	（株）青木製本所
	G C J	常務理事	西山 英徳	トキア企画株
	全日本シール	理事	河合 貴之	（株）三共シール
	全国グラビア	幹事	橋本 章	橋本セロファン印刷株
	全日本スクリーン・デジタル	副会長	佐竹 博志	（株）アイ・エス・アイ
	全日本光沢化工紙	事務局長	美輪 ミヨ子	全日本光沢化工紙協同組合連合会

【3】 主な実施内容

(1) 「Power Print 2013 ～印刷メディアの源流～」の発刊

印刷産業がこれまでに培ってきた技術力やサービス力について考察しながら、印刷メディアの多様な付加価値を提示し、情報コミュニケーション社会における印刷産業の可能性について検証するため「Power Print 2013 ～印刷メディアの源流～」を発刊。2013年9月印刷の月記念式典で、同テーマに関連する記念講演を開催するとともに、来場者全員に同誌を無償頒布した。

仕 様：B5 オールカラー 196ページ あじろ綴じ（並製）
発行部数：1,000部
発 行 日：2013年9月20日
定 價：【会員】2,000円 【一般】4,000円（税込、送料別）



概 要：目次

- 序 パワープリントとは？ 脳科学者が印刷を考える。（東京大学酒井邦嘉教授インタビュー）
1章 海外の印刷プロモーション活動
2章 印刷メディアのサスティナビリティ
3章 印刷メディアの価値提言
4章 印刷の力 ～印刷メディアの効果測定から～
5章 クロスマディア時代における印刷
6章 Best Printing
7章 Smatrix2020 再考／海外の印刷市場動向(米国、EU、中国)

(2) 2014新春特別講演会『印刷産業とコンテンツビジネスの可能性』開催

新春特別講演会「新たなメディアプロバイダーとしてのポジショニング構築」を開催。コンテンツビジネス市場周辺領域を視野に入れたソフトサービス化への事業展開をテーマに開催。

すでに電子出版、SNSを活用したネットワークソリューションや販促キャンペーン等、多彩なビジネスを展開している印刷会社も多いが、あらためてコンテンツビジネスの実態を確認しつつ、グローバル化とサービス化を推し進め、新たなメディアプロバイダーとしてのポジショニングを構築するために何が必要かを考察する機会を提供。更に、通信・メディア・コンテンツ業界の新規事業展開・海外展開を支援するコンサルティング業務や「ヒットの法則」創出計画に長く従事されてこられた中山淳雄氏の実践的なプログラムから、新たなモノづくりに向けたコンテンツ産業の可能性を語って頂いた。

□ 新春特別講演会

日 時：平成26年2月3日（月）10:00～12:00

会 場：日本印刷会館2階大会議室（定員150名）

対 象：日印産連所属の会員団体・企業、一般の皆様

参加費：（会員）2,000円（一般）3,000円（消費税込み）

プログラム：

1. 『Power Print 2013印刷メディアの潮流～SMATRIX2020再考～』

（講師）一般社団法人日本印刷産業連合会専務理事 草野 司朗

2. 『コンテンツビジネスの可能性と課題』

（講師）中山淳雄 氏

（株）バンダイナムコスタジオバンクーバー社 Executive Vice President

(3) 情報収集・提供活動・啓蒙活動・行政への協力・意見表明

- 1) 行政官庁等への対応・協力～TPP、WTO 等に対応した印刷業界の動向確認
- 2) 印刷用紙・情報用紙の値上げ反対表明 (H24.10.15)

今春に継いで、製紙会社に「印刷用紙・情報紙」の値上げの動きがあり、印刷会社としてもクライアントに価格転嫁を納得してもらうことが難しい状況が想定されることから、直ちに印刷産業界として「値上げ反対」の意思表示を日本製紙連合会に書面にて届けるとともに、業界紙等にプレスリリークした。*10月15日付書面は、総務委員会事業報告8頁を参照

(4) 動態調査実施の件

中小企業を対象にした動態調査を各会員団体および参加企業（268社）の協力のもと実施。

- ① 調査概要：従業者100人未満の印刷業ならびに製版業・製本業・印刷物加工業の企業
- ② 調査内容：A.生産金額 B.景況感調査(DI)
- ③ 調査期日・期間 調査期日：3ヶ月毎の末日現在（年4回）
- ④ 調査結果：

	(回収締切日)	(調査企業数)	(回収数)	(回収率%)	(前年回収率)	(前々年回収率)
・1月～3月期	4月末日	275	73	26.5%	24.4	19.1
・4月～6月期	7月末日	268	81	30.2%	27.6	25.7
・7月～9月期	10月末日	268	62	23.1%	25.8	29.0
・10月～12月期	1月末日	268	58	21.6%	29.1	18.9

(5) 「印刷産業関連データ」の発行

- ・「印刷産業関連データ」の発行：年6回奇数月発行。ホームページデータは毎月更新
- ・年報「マーケティング・データ・ブック」の発行

4 広報委員会／印刷産業の広報活動の推進

【1】開催概要

本年度は「2013年印刷の月」の講演会・記念式典・懇親会の実施、同PRポスター・デザインの公募、年明け平成26年1月8日「2014年新年交歓会」の開催、日印産連主催の4コンクール展の開催、機関誌「JFPI REPORT」の発行、日印産連ホームページの運営、などの事業活動を行った。

委員会名	開催回数	実施内容
広報委員会	2回	<ul style="list-style-type: none">* 2013年印刷の月 PRデザインポスターの公募* 2013年印刷の月 講演会・記念式典・懇親会の開催* 「Power Print 2013」の発刊と講演会* 2014年新年交歓会の開催* 主催4コンクール展の開催* その他広報関連活動 ①機関誌「JFPI REPORT」の発行。HPの運営
		<ul style="list-style-type: none">① 2013年印刷の月公募ポスター選考会 1回（平成25年7月5日）② 主催コンクール展企画実行委員会 3回

〔本委員会開催日〕

第1回 平成25年 7月 5日 (金) 於：日本印刷会館 201会議室
第2回 平成26年 2月 18日 (火) 於：日本印刷産業連合会 会議室

【2】委員名簿

広報委員会（計11名）

(敬称略、◎は委員長 ○は副委員長)

連合会役職	所属団体		氏名	会社名
	団体名	役職		
◎ 常任理事	印刷工業会	副会長	堀 宏明	(株)電通テック
○	G C J	副会長兼専務理事	田村 壽孝	(株)東京ニュース
	印刷工業会	理事	有松 敏樹	アート印刷(株)
	印刷工業会		下谷 友康	(株)千修
	全印工連	常任理事	黒澤 文雄	ライオン印刷(株)
	フォーム工連	理事	坊野 喜彦	アコーダー・ビジネス・フォーム(株)
	全日本製本	理事	大熊 茂樹	(株)大熊製本
	全日本シール		本間 敏道	東京都ラベル印刷協同組合
	全国グラビア	専務理事	村田 英雄	全国グラビア協同組合連合会
	全日本スクリーン・デジタル	副会長	近藤 浩史	(株)文化社
	全日本光沢化工紙	事務局長	美輪 ミヨ子	全日本光沢化工紙協同組合連合会

【3】主な実施内容

(1) 「2013年印刷の月 PRデザインポスター」公募作品の選考会

1) 選考会 開催日：平成25年7月5日(金)
場所：日本印刷会館2階会議室

2) 応募点数 計81点(前年68点)
「一般部門」68点(前年65点)
「学生部門」13点(前年3点)

3) 入賞作品
【最優秀賞】1作品 共同印刷(株) SP&ソリューションセンター 光田 亮介氏
【優秀賞】3作品 「一般部門」2作品／「学生部門」1作品
【佳作】5作品 「一般部門」2作品／「学生部門」3作品

(2) 2013年印刷の月 記念式典の開催

1) 開催概要

日 時：平成25年9月12日(水) 午後3時～午後7時30分
場所：ホテルニューオータニ 本館「鶴の間」
参 加 者：650名

第1部 講演会

- ・「脳科学から印刷メディアを考える」

講師：酒井 邦義 氏（東京大学大学院教授 言語脳科学者）

中江 有里 氏（女優・脚本家・作家 造本装幀コンクール審査員）

第2部 記念式典

- ・2013年印刷の月アピール
- ・日本印刷産業連合会表彰（印刷功労賞・印刷振興賞・特別賞）
- ・第12回印刷産業環境優良工場表彰
- ・印刷の月PRポスター最優秀賞表彰

第3部 懇親会

(3) 2014年新年交歓会の開催

1) 開催概要

開催日時：平成26年1月8日（水）午後4時30分～午後6時30分

開催場所：ホテルオークラ東京 「平安の間」

参加者：750名

(4) 主催4コンクール展の開催

1) 開催概要

	第65回 全国カレンダー展	第55回 全国カタログ・ポスター展	第53回 ジャパンパッケージング コンペティション	第47回 造本装幀コンクール
主 催	(一社)日本印刷産業連合会 (株)日本印刷新聞社	(一社)日本印刷産業連合会	(一社)日本印刷産業連合会	(一社)日本書籍出版協会 (一社)日本印刷産業連合会
後 援	経済産業省 (独)国立印刷局 日本商工会議所 日本製紙連合会 (社)日本マーケティング協会 協賛：全国カレンダー出版協同組合連合会	経済産業省 文部科学省 (独)国立印刷局 日本商工会議所 (公社)日本マーケティング協会 日本製紙連合会	経済産業省 (公社)日本パッケージデザイン協会 (公社)日本包装技術協会 (公社)日本マーケティング協会 (一社)日本プロモーション・マーケティング協会 日本百貨店協会 協賛：ジャパンソックル／平和紙業㈱	文部科学省 経済産業省 東京都 (社)日本図書館協会 (公社)読書推進運動協議会 (一社)出版文化国際交流会 (一財)出版文化産業振興財團
会 期 会 場	平成26年 1月14日(火)～18日(土) 東京：東京銀座画廊美術館 (銀座メルサ) 1月15日(水)～30日(木) (木)大阪：平和紙業ペーパーボイス	平成26年 1月15日(水)～17日(金) 東京：都立産業貿易センター 台東館 3月3日(月)～13日(木) 大阪：平和紙業ペーパーボイス	平成26年 4月9日(水)～11日(金) 東京：日本印刷会館2階 4月14日(月)～18日(金) 大阪：平和紙業ペーパーボイス	平成25年 7月3日(水)～6日(土) 東京ビッグサイト 「東京国際ブックフェア2013」 会場
審査	平成25年12月11日(水)	平成25年11月13日(水)	平成26年1月31日(金)	平成25年4月26日(金)
表 彰 式	平成26年1月15日(水) 日本橋三井ホール	平成26年1月15日(水) 日本橋三井ホール	平成26年4月9日(水) 東京一ツ橋・如水会館	平成25年7月5日(金) 東京ビッグサイト
応募数	計 714点	計 640点 (カタログ388点) (ポスター252点)	計 151点	計 366点

2) 平成 23 年度主催コンクール／授賞作品数

	授 賞 名 (順不同)	カレ ンダー	カタ ポス	J P C	造本 装幀
1	経済産業大臣賞	3	2	2	1
2	文部科学大臣賞	3	2		
3	経済産業省製造産業局長賞			2	
4	経済産業省商務情報政策局長賞	5	4	3	
5	東京都知事賞				1
6	国立印刷局理事長賞	3	2		
7	日本商工会議所会頭賞	3	2		
8	日本製紙連合会賞	3	2		
9	日本マーケティング協会賞	3	2	1	
10	全国中小企業団体中央会会長賞	3	2		
11	日本パッケージデザイン協会			1	
12	日本包装技術協会賞			1	
13	日本プロモーション・マーケティング協会賞			1	
14	日本百貨店協会賞			1	
15	日本図書館協会賞				1
16	出版文化国際交流賞				1
17	読書推進運動協議会賞				1
18	出版文化産業振興財団賞				1
19	審査員特別賞（審査員奨励賞）	11	8		3
20	日本書籍出版協会理事長賞（主催者）				6
21	日本印刷産業連合会会长賞（主催者）	3	4	5	6
22	日本印刷新聞社賞（主催者）	3			
23	部門賞	36(76)	16(41)	21	
24	奨励賞	(22)	(19)		
25	内閣総理大臣賞（5 年に 1 回）	1			
	授賞作品数	80	46	38	22
	応募作品数	714	640	151	366
	(授賞比率)	11.2%	7.2%	25.2%	6.0%

3) 応募数の推移（10 年間の応募作品数掲載）

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全国カレンダー展	853	844	843	847	814	725	718	756	770	714
全国カタ・ポス展	730	692	808	694	658	637	605	799	701	640
JPC	240	248	240	223	224	193	166	164	156	151
造本装幀コンクール	457	485	442	363	383	344	384	309	315	366

(5) 「Power Print 2013」の発刊

新たな「印刷の力」を見出することで、マルチメディア時代の「印刷」の可能性と最適なメディアミックスを提案することを目的に発刊 <仕様：B5 196p 4/4 アジロ並製> 9月印刷の月式典会場にて無償配布した。欧米でのサステナブル（持続継続性）・脳科学・店頭メディアとしてのPOPやパッケージの有効性などの項目に加えて、Smartrix2020での予測振り返りの内容も盛り込んだ。

(6) その他の広報関連活動

1) 機関誌「JFPI REPORT」の発行

機関誌「JFPI REPORT」を年度4回、各2,500部作成して配布。

- | | | |
|---------------------|-----|------------|
| ○第143号（平成25年4月号） | 28頁 | 発行日：4月25日 |
| *一般社団法人移行 | | |
| ○第144号（平成25年7月号） | 44頁 | 発行日：7月10日 |
| *第27回通常総会 | | |
| ○第145号（平成25年10月号） | 48頁 | 発行日：10月25日 |
| *9月印刷の月 | | |
| ○第146号（平成26年1月号） | 52頁 | 発行日：1月31日 |
| *2014年新年交歓会《新年協賛広告》 | | |

2) ホームページの運営

平成16年の改訂から9年を経過していることから、画面構成を大幅に変更した。またスマート・タブレットなど普及が進んでいるデバイスにも対応できる方式に対応した。

今後は、グリーンプリントイング（GP）・プライバシーマーク（Pマーク）などの「審査・認定事業」のほかに、市場調査・技術・環境・国際など各委員会の活動情報についても定期的な更新を行っていく。

3) 協賛事業

昨年同様、教育研究会（東京都立工芸高校学校 グラフィックアーツ科を中心）から協力の依頼を受け、「第5回学生グラフィックコンペ」に日印産連賞として図書券2万円を寄贈。

4) マスコミ懇談会の開催

- ① 平成25年8月8日(木) 日本印刷産業連合会会議室
- ② 平成25年12月18日(水) 日本印刷産業連合会会議室

5 技術委員会／情報化及び高度化技術の調査研究

【1】概要

デジタルプレス推進協議会において会員企業を対象としたアンケート調査を実施（4年連続）。平成26年2月開催の報告会にてその結果を報告するとともにデジタルメーカー5社の最新情報を提供した。なお、アンケート結果の報告書（簡易版）については、日印産連HPに掲載。

第42回技能五輪国際大会・ライブツイッヒ大会が7月開催され、印刷職種の日本代表・谷本選手が6位（敢闘賞）と健闘した。また、印刷用語集（2002年度版）の改訂に関しては、既存印刷用語の素読が終了し、新たにデジタル用語のリストアップに着手。平成27年の9月完成を目指して作業を進めた。

委員会名(分科会)	開催回数	実施内容
技術委員会	3回	<ul style="list-style-type: none"> *デジタルプレス動向調査実施(第4回) <ul style="list-style-type: none"> ・同 報告会の開催 *技能五輪ライブツィヒ大会の視察 *印刷用語集改訂版の作成
①デジタルプレス推進協議会 ②印刷技術研究会 (含:印刷用語集編集委員会)	3回 6回	

《本委員会開催日》

第1回 平成25年 6月25日(水) 於:日本印刷産業連合会 会議室
 第2回 平成25年12月12日(火) 於:日本印刷産業連合会 会議室
 第3回 平成26年 3月 6日(木) 於:日本印刷産業連合会 会議室

【2】委員名簿

技術委員会(計12名) (敬称略:◎ 委員長)

連合会役職	所属団体		氏名	会社名
	団体名	役職		
◎	全印工連	常務理事	佐竹 一郎	大東印刷工業株
	印刷工業会	理事	花崎 博己	大東印刷工芸株
	印刷工業会	理事	服部 克彦	瀬味証券印刷株
	印刷工業会	理事	秋元 裕	富士印刷株
	フォーム工連	常任理事	林 陽一	光ビジネスフォーム株
	ジャグラ	常任理事	笹岡 誠	(有)ドウ・プラン
	全日本製本	理事	林 庸光	(株)國寶社
	G C J	理事	福田 光明	(株)日伸ライトカラー
	全日本シール	常務理事	山下 庫太	(有)啓佑社
	全国グラビア	理事	赤穂 昌之	(株)日商グラビア
	全日本スクリーン・デジタル	副会長	吉見 正彦	マルワ工業株
	全日本光沢化工紙	理事	大島 一夫	太陽樹脂工業株

【3】主な実施内容

(1) デジタルプレス推進協議会(開催 7/18、12/18、2/27)

デジタルプレス技術の進歩及び市場動向変化への対応を目的に、会員企業を対象に4回目となるデジタルプレスのアンケートを実施した(アンケート企画・解析:公益社団法人日本印刷技術協会)。

本アンケートは、生産機としてのデジタル印刷機の活用状況の実態調査であり、いかに有意なデータを収集できるかをポイントに、昨年度の反省を踏まえて、分野による活用状態の違いとベストプラクティスに着目した解析を実施。更に各メーカーの協力を得て導入事例を報告に加えた。

1) アンケート調査期間 : 10月18日 ~ 10月31日

*回答 : 191社/787社(回収率24%・内デジタル印刷機保有企業の回答138社)
 ・回答社数は昨年(189社)並み、保有会社回答数は増加。

2) アンケート調査報告会 : テーマ「2013 デジタル印刷の現状と展望」

*開催日時：平成 26 年 2 月 27 日(木)午後
*会 場：日本印刷会館 2 階大会議室
*参加者：170 名(昨年 198 名)
*プログラム：
①アンケート調査結果報告
②デジタル印刷機メーカー 5 社による最新情報
富士ゼロックス/大日本スクリーン製造/コダック/キャノン/日本HP
③パネルディスカッション
「印刷業界ごとに異なるデジタル印刷の現状と展望」
(印刷会社委員 4 名：工業会/全印工連/フォーム工連/GCJ)

- ・アンケート調査結果は産連 HP に掲載／アンケート回答企業には、詳細版を提供。
- ・参加者の内訳：印刷会社は 50%、資機材企業が 40% (内：協議会・賛助会員以外が 15%)、報道 10% であった。
- ・参加者アンケート

	項目	役立つ	普通	期待外れ	計
1	調査報告内容	29	23	6	58
2	メーカー発表	34	30	5	69
3	パネルディスカッション	34	25	2	61
計		97	78	13	188
		51.6%	41.5%	6.9%	

(2) 印刷技術研究会 (開催 4/9、5/30、7/23、10/10、12/5、2/13)

1) 印刷用語集の改訂

2002 年に発行された「現場で役立つ 印刷用語集」の改訂準備開始し、日印産連の設立 30 周年に合わせ、平成 27 年の発行を目指に作業をすすめる。印刷技術研究会が刊行委員会の役割を務め、用語収集・執筆は編集委員会（専門委員）に委任し実務を進める。既存印刷用語系は第一分科会が、また、デジタル印刷用語系については株プリントテクノを加えた第二分科会が担当することとした。

《進捗状況》

- ・既存印刷用語：1 次査読は終了。既存用語に関する収集を開始する。
- ・デジタル印刷用語：用語収集リスト（約 400 語）。
- ・データベース（DB）：編集用ほぼ完成。

2) オペレータ教育マニュアル「基本から解る・枚葉オフセット印刷技術」

H23 年度事業として、取り組んだ、若手印刷技術者・技能者向け教育マニュアルが、H24 年 6 月に完成し販売を開始した。技能五輪セミナー、技能検定セミナー等の場を主体に活用が始まった。本文に図解・写真をカラーで挿入し、若手向きに平易な文章で理解し易く構成されている。発売当初は順調な売れ行きとなっていたが、本年度販売は、4 月～2 月実績で 67 冊（225 千円）と低迷しているが、東京都印刷工業組合が平成 26 年度の新人研修会テキストに採用（125 冊）されることが決定した。

3) 第 42 回技能五輪国際大会（ライプリツィヒ大会）報告

□ 印刷職種（Print Media Technology）結果

- ・日本代表・谷本まりの選手は、参加 17 選手中 6 位。（取締賞）
- ・順位：スイス（金）、ドイツ（銀）、中国（銅）、フィンランド、オーストリア、日本

今大会から、職種名を「プリント メディア テクノロジー」と改称し、従来の「オフセットプリンティング」から、デジタル印刷を強く意識した競技職種としようする意図が感じられた。配点はまだ少ない(10点)が、競技内容が前回に比較して各段に難しくなった印象(用紙、トナー、製本の各工程に罠が仕掛けられていた)。デジタル印刷機は、Heidelberg LinoPrint C 751 機 (Ricoh-Pro C751EX) を使用。シミュレーター(shots)競技は、問題の単純化が進んでいるが、十分に慣れていない選手にとっては、高い壁となっている(10点)。

今回はオフセット印刷課題の印刷機と用紙が日本で対応できなかつたために、選手には不利な結果となつた。(ハイデルベルグの新シリーズ機が日本になかつた)事前に選手が大会仕様機に触れる経験は重要なポイントになるため、この傾向が続くならばドイツのハイデルベルグで開催される事前研修会への参加も検討した方がよいと考える。

6 環境委員会／環境保全活動の推進

【1】概要

印刷業界の環境への取組の核として推進している「印刷サービス」グリーン基準に基づき、環境に配慮した印刷製品・サービスの市場への提供や、モノづくりにおける環境負荷低減に向けた取り組みを継続して推進した。

「オフセット印刷サービス」グリーン基準は、2006年改定版の発行から7年経過し、社会の環境対応のニーズも変化していることから全面的な見直し・改定前提とした検討を継続して行ってきたが、平成26年6月改定公表の予定となつた。

国等が推進している地球温暖化対策、循環型社会形成、VOC排出抑制の自主的取組は、策定した自主行動計画に基づき推進を図るとともに2014年度以降の低炭素社会実現に向けた自主行動計画の策定を本年度も継続して実施した。この自主行動計画以外に印刷業界の自主的取組である環境優良工場制度の継続的に推進を図るため、12回目を迎えた本年度も昨年度に引き続き多くの工場の参加を目的とした応募方法で実施した。

平成11年度から古紙再生促進センターとの共同実施事業として推進を図っている「リサイクル対応型紙製商品開発促進対策事業」は、本年度のデジタル印刷物のリサイクル適性評価事業の終了をもつて、委員会活動を一旦休止することとした。

委員会名(分科会)	開催回数	実施内容
環境委員会	3回	<ul style="list-style-type: none">*第12回環境優良工場表彰への対応*「印刷サービス」グリーン基準への対応*GP認定制度への対応*地球温暖化防止、循環型社会形成、VOC排出抑制の自主行動計画及び低炭素社会実行計画への対応*容り法への対応*環境関連展示会への出展

①環境優良工場表彰関連	9回	・環境優良工場表彰審査・選考実施 応募 60 工場
②グリーン購入検討会	8回	・グリーン基準の「グリーン購入法」への反映検討
・グリーン基準改定 WG	12回	・「オフセット印刷サービス」グリーン基準改定検討
・資機材認定 WG	13回	・GP 資機材認定基準の策定と拡充の検討
・G P周知活動 WG	10回	・GP 認定制度の業界内外のマスコミを通じた周知
③環境保全対応研究会	4回	・地球温暖化対策、循環型社会形成、VOC 排出抑制の 自主計画の推進と経産省・経団連への報告
④容り法対応研究会	4回	・容り法対応実態調査および取りまとめと周知活動

《本委員会開催日》

第1回 平成25年 7月 2日 (火) 於：日本印刷連合会 会議室
 第2回 平成25年12月18日 (水) 於：日本印刷連合会 会議室
 第3回 平成26年 3月 4日 (火) 於：日本印刷連合会 会議室

【2】委員名簿

環境委員会（計12名）

(敬称略:◎ 委員長)

連合会役職	所属団体		氏名	会社名
	団体名	役職		
◎	常任理事	全国グラビア	会長	田口 薫 大日本パックエージ(株)
	監事	印刷工業会	理事	望月 克彦 望月印刷(株)
		印刷工業会	理事	田畠 久義 (株)久栄社
		全印工連	常務理事	木村 篤義 創文印刷工業(株)
		フォーム工連	理事	朝日 健之 (株)木万屋商会
		ジャグラ	常任理事	菅野 潔 (株)興栄社
		全日本製本	理事	中村 健一 (株)NACAMURA
		G C J	理事	永井 徹 (株)ナガイアルテス
		全日本シール	専務理事	田中 祐 山王テクノアーツ(株)
		全国グラビア	副会長	安永 研二 東包印刷(株)
		全日本スクリーン・デジタル	会長	吉田 弘 (株)吉田製作所
		全日本光沢化工紙	専務理事	倉橋 豊 東亜化学工業(株)

【3】主な実施内容

(1) 環境優良工場表彰審査委員会関連

- 1) 平成25年度・第12回環境優良工場表彰審査委員会関連(2/14,3/18,4/16,5/17,6/10,7/8,8/5 計7回)、
 ・環境優良工場選考委員会(8/9 計1回開催)

本年も昨年度に引き続き多くの工場の参加を目的とした応募方法で実施した。第1次応募は選択式、第2次は記述式の審査応募とした。応募数は昨年度の54工場を上回り60工場からの応募があった。この応募工場に対して審査・選考を実施後、理事会を経て経済産業省に表彰工場の申請を行い、9月の印刷の月文化典の記念式典で表彰を行った。

2) 平成 26 年度・第 13 回環境優良工場表彰審査委員会関連 (2/10,3/108 計 2 回開催)

平成 26 年度は、平成 22 年度から実施している第 1 次審査と第 2 次審査に分ける応募方法にて 3 月 3 日より応募を開始した（今年は、団体別の第 1 次審査に変更）。

第 1 次の締め切りは、4 月 10 日、第 1 次通過工場及び過去の受賞工場（第 1 次審査免除）を対象とした第 2 次の応募期間は、4 月 21 日から 5 月 30 日とした。なお、例年通り、募集チラシを作成し、各団体に配布するとともに応募様式を HP に掲載した。

(2) グリーン購入検討会関連 (4/22,5/21,7/22,9/2,10/22,12/4,2/3,3/3 計 8 回開催)

グリーン購入検討会（本委員会）のもとに 3WG（1. 基準改定 WG、2. 資機材認定 WG、3. GP 周知活動 WG）を設置して、WG で具体的な活動を推進した。

- ・グリーン基準改定 WG (4/10,5/14,6/10,7/4,7/31,9/2,10/10,11/13,12/2,1/14,2/17,3/19 計 12 回開催)
- ・資機材認定検討 WG (4/19,5/23,6/20,6/24,7/19,8/29,9/26,10/29,11/26,12/17,1/21,2/19,3/17 計 13 回開催)
- ・GP 周知活動 WG (4/22,5/21,7/22,9/21,10/22,11/1,12/4,1/20,2/3,3/3 計 10 回開催)

1) 「印刷サービス」グリーン基準の改定について

「オフセット印刷サービス」グリーン基準は、2006 年改定版の発行から 7 年経過しており、社会の環境対応のニーズも変化していることから全面的な見直し・改定の検討を行い、営業等、製版、印刷、加工、デリバリ、事業者の取組みまでの一連の基準の改定（案）の策定を行っている。あわせて、GP 工場認定基準の精査、グリーン基準のガイドライン及び GP 認定申請の手引きの検討を行った。現在、改定（案）に基づきトライアルを行っている。基準の改定は平成 26 年 6 月を予定。

2) GP 資機材認定制度について

印刷資機材の認定基準については、資機材の範囲が多岐にわたるためケミカルとハードソフトに大別して検討を行っている。ケミカルの検討では、印刷作業者の健康障害防止策強化の観点から認定洗浄剤等の安全性をより高めるため、洗浄剤等の認定基準についてレベルアップに向けた検討を行っている。ハードソフトでは、新たな品目としてデジタル印刷機（ファクトリー系、主にインクジェット方式）の基準の作成が完了。11 月から 2 月までの試行期間を経て、平成 26 年から認定実施。また、デジタル印刷機（オフィス系、ドライタナー方式）の基準案作りに着手した。グリーンプリンティング認定制度のホームページアクセスの状況も集計している。

3) グリーン基準及び GP 認定制度の周知について

印刷関連の発注者等幅広くグリーン基準及び GP 認定制度の存在の周知と理解を求めるとともにこの周知活動を通じて GP 認定工場の取得の拡大を図るため、印刷発注者の大手業界紙及び印刷業界紙等へ配信を行った。東京商工会議所発行の東商新聞に GP 制度の記事が掲載された。また、グリーンプリンティング認定制度の PR キャラクターを正式に「ジッピー」に決定し、商標登録した。

(3) 環境保全対策研究会関連 (6/19,8/8,9/9,11/18 計 4 回開催)

1) 地球温暖化対策、循環型社会形成の自主取組への対応

経済産業省及び日本経団連が推進している全産業界を対象とした地球温暖化対策、循環型社会形成の 2 つの自主行動計画の策定と推進の取組について、印刷業界も平成 21 年度に参加し、本年度第 4 回目のフォローアップへの対応を図った。

・地球温暖化対策について

日印産連の地球温暖化対策の自主行動計画に参加している会員企業の平成 24 年度の実績を取りまとめ、進捗状況を平成 25 年 9 月に経産省と経団連に提出した。

なお、12 月 20 日に経産省所管の WG（産業構造審議会環境部会）にて自主行動計画の進捗に関する評価・検証をうけ、承認された。なお京都議定書第 1 約束期間が 2012 年に終わり、2013 年（集計は 2014 年度）からは低炭素社会実行計画に移行する。

・循環型社会形成について

循環型社会形成の自主行動計画も地球温暖化対策と同様に平成 24 年度の進捗状況についてとりまとめ日本経団連に平成 25 年 12 月に提出、本年 3 月に経団連より発表された。

2) VOC 排出抑制自主取組への対応

平成 25 年度も会員企業にアンケート調査を通じて VOC 排出抑制に向けた取り組み状況を把握し、VOC 排出抑制「自主行動計画」の推進状況を平成 26 年 2 月に経産省に提出した。

自主行動計画の実績は目標 41% 削減に対して 70% 削減の結果が得られた。国は次年度以降について、削減目標の維持を前提として各業界に引き続き VOC 排出抑制に向けての取組の推進を求めており、今後も VOC 排出抑制の取組状況の把握と報告が必要である。

(4) 容り法対応研究会関連 (8/7,9/24,11/27,1/29) 計 4 回 開催

本年度も、印刷業界の容器リサイクル法への対応状況（特定事業者、再商品化義務量、指定法人との契約状況等）を継続的に把握するための実態調査を例年通り行い、報告書に取りまとめた。紙製製造量が約 46 万トンと、前年の 42 万トンからやや増加した。

(5) 展示会出展関係

印刷業界の環境への取り組みの成果のアピールと周知を目的として、以下の展示会に日印産連として出展した。

展示会	場所	期間
JGAS2013	東京ビッグサイト	10/2～10/5
エコプロダクト 2013	東京ビッグサイト	12/12～12/14

*JGAS2013 では GP 工場認定制度を中心に説明と展示。また労働安全衛生協議会及び GP 資機材認定制度関連の展示を行った。

*エコプロダクト 2013 では、環境配慮した印刷製品の発注方法、GP マーク表示印刷製品の展示、GP 認定工場の紹介等を行った。

(6) その他・環境関連事業の活動状況

- 1) リサイクル対応型紙製商品開発促進対策事業・・・(41 頁) 調査研究事業の章を参照
- 2) グリーンプリントイング認定事業の活動状況・・・(45 頁) G P 認定事業の章を参照

7 国際委員会／国際動向の把握及び国際交流の推進

【1】概要

経済活動のグローバリゼーションは一段と加速し、印刷産業においても海外の動向を見据えた企業活動が求められている。当委員会はこうした状況を鑑み、国際交流活動・調査活動・情報発信活動を、海外の印刷連合会との情報交換、並びに海外での印刷関連イベント・セミナー等の情報収集を積極的に収集し、機関誌・HP・報告会・業界紙等へのリリースを通し広く発信した。

また本年度は、各委員会が協力し進めた「新たな印刷の力」を見出すことで、マルチメディア時代の「印刷の可能性」と最適なメディアミックスを提案することを目的に制作した「POWER PRINT 2013」では、海外動向研究会が 1 章海外の印刷プロモーション活動、2 章印刷メディアのサステナビリティ、3 章印刷メディアの価値提言等を担当した。

委員会名	開催回数	実施内容
国際委員会	2回	<ul style="list-style-type: none"> *WPCF会議への参加 *Print 13 視察 *Pira Digital Print for Package Seminar 視察 *Print Power 2013 の執筆 *海外関連調査活動 *海外情報報告会の開催 *プレスリリース
① 海外動向研究会	6回	

《本委員会開催日》

第1回 平成25年 7月29日(月) 於：日本印刷産業連合会 会議室
 第2回 平成26年 2月20日(木) 於：日本印刷産業連合会 会議室

【2】委員名簿

国際委員会(計10名) (敬称略:◎ 委員長)

連合会役職	所属団体		氏名	会社名
	団体名	役職名		
◎	フォーム工連	常任理事	土屋 昇	(株)イセト一
	印刷工業会	常任理事	岩尾 純一	(株)一九堂印刷
常任理事	印刷工業会	専務理事	大屋 道博	印刷工業会
理事	全印工連	常務理事	森永 伸博	(株)伸正社
	ジャグラ		笹井 靖夫	共立速記印刷(株)
	G C J	常務理事	松浦 豊	(株)ローヤル企画
常任理事	全日本シール	会長	小宮山 光男	MSP(株)
	全国グラビア	幹事	川田 圭	トーホー加工(株)
	全日本スクリーン・デジタル	副会長	緑川 恒夫	(株)緑マーク
	全日本光沢化工紙	理事	宮本 武紀	(株)太陽堂成晃社

【3】主な実施内容

(1) 国際交流活動

1) WPCF (World Print & Communication Forum) 国際会議への出席

- 2013年6月5日～10日 アムステルダムにて開催
- ・WPCFの会合とともに、Intergrafとの合同会議も行われる
 - ・参加国：米、欧、中国、韓国、ブラジル、日本（豪州、印は欠席）
 - ・2013年度よりブラジルと韓国がWPCFに参加

2) 韓国印刷連合会 (Korea Printing Association) 来日

東京ブックフェアでの出展および視察で来日の韓国印刷連合会の幹部と7月3日印産連にて相互の印刷業界の状況について意見交換を行った。

3) FAPGA(Federation of Asia Pacific Graphic Arts)

2013年3月インドで開催されたFAPGAの会合において、次回開催は2014年11月上海にてAll-in-Print Chinaに合わせて開催することが決定。

4) 英国印刷連合会 (British Printing Industry Federation) 観察

2013年12月にPira Digital Print for Package Seminar 観察の時にBPIFを訪問し、同連合会の活動内容のヒアリングを行うとともに日本の印刷産業の紹介を行う。

(2) 調査活動

1) Print 13 観察

今回のPrint 13のテーマは「Innovate. Integrate. Communicate（革新、統合、伝達）」。新しい取り組みとしてCPP(Converting & Package Printing Expo)と同時開催。このほかパビリオンと呼ばれる特別のテーマごとの出展社を集めたエリアを設けている。エリアとしてはGreen Space, Photo Imaging, Wide Format, Marketing Pavilion,。また、展示会の前日（7日）から11日までの5日間に70以上のセミナーが開催され、Printに来る目的が展示会だけでなくセミナー参加も一つの重要な目的となってきた。

- ・開催期間：2013年9月8日～12日（5日間）
- ・展示会場：マコーミックプレイス SouthHall（米国・シカゴ）
- ・出展社数：661社／来場者数：24,695人

2) Pira Digital Print for Package Seminar観察

2013年12月ロンドンで開催された製紙・印刷・パッケージ分野の調査会社PIRAの「Digital Print for Packageセミナー」を観察。また、この機会を利用しTwo Sidesを訪問し、活動内容のヒアリングを行った。PIRA社はパッケージ、製紙、印刷分野の世界的なテスト（評価）、コンサルティング、情報提供サービス企業で、今回のセミナーとPrint13のセミナー“Short Run Digital Packaging”の内容をもとに、海外出張報告会を開催した（2014年1月24日）。

(3) 情報発信

1) 「Print Power 2013—印刷メディアの源流—」海外関連情報の掲載

例年国際委員会で発刊する「Global Scope」に代えて、平成25年度は、日印産連各委員会の合同執筆で同9月に発行した「Print Power 2013—印刷メディアの源流—」の1～3章を国際委員会が担当し、執筆は海外動向研究会メンバーに依頼。（同誌は、10団体事務局及び9月印刷の月懇親会参加者に無料頒布）

- 「Print Power 2013—印刷メディアの源流—」…（国際委員会担当章）
 - 1章 海外の印刷プロモーション活動
 - 2章 印刷メディアのサステナビリティ
 - 3章 印刷メディアの価値提言

2) 海外セミナー報告会など

- 「Print 13」出張報告会
 - ・開催日時：2013年10月11日
 - ・会場：日本印刷会館
 - ・プログラム：
 - ①「Print 13」の概要
 - ②主要出展企業と注目すべき製品
 - ③「Print 13セミナー」の概要と内容紹介

* 同じく「Print13」出張報告をフォーム工連主催で開催（2013年10月22日）

□ Pira セミナー出張報告

- ・開催日時：平成26年1月24日（金）15:00～17:00
- ・会場：日本印刷会館会議室
- ・プログラム：
 - ①PIRA Digital Print for Package の概要報告
 - ②米国におけるデジタル印刷を活用した小ロットパッケージの動向

3) 業界紙関連情報提供（プレス掲載）

Summer2013 No.28	季刊シール&ラベル	FAGAT インド
2013年5月	印刷雑誌	米国の印刷教育とデジタル印刷
2013年5月	プリントテクスステージ	FAGAT インド
2013年6月号	印刷雑誌	FAGAT インド
2013年7月18日	印刷新報	WPCF
2013年8月	プリントテクスステージ	WPCF
2013年8月	印刷界	WPCF
Autumn2013 No.29	季刊シール&ラベル	WPCF
2013年9月	印刷雑誌	WPCF
2013年10月31日	印刷新報	Print13
2013年11月	印刷界	Print13
2013年12月	印刷雑誌	Print13
Winter2014 No.30	季刊シール&ラベル	Print13

4) 國際委員会活動に関するヒアリング

國際委員会活動に関して委員に個別ヒアリングを行った。またPrint13 および Pira 出張報告会において参加者にアンケート調査を行い、展示会やセミナーに対する関心の度合いを調べた。これらの結果をもとに26年度の活動内容を検討していく。

*出張報告会でアンケート調査を行い、展示会やセミナーで関心の高いものの意見を調査した。
その結果は以下の通り。

Pira 出張報告会での調査結果		Print13 出張報告会での調査結果	
票数	展示会・セミナー／テーマ等	票数	展示会・セミナー／テーマなど
1	・Electoronic Imaging	2	・SGIA
4	・Sustainability in Packaging (Smithers-Pira)	2	・TwoSides Autumn Seminar
1	・Xplor Conference	1	・Xplore Conference
8	・IPEX2014	8	・IPEX2014
7	・Interpack2014	5	・Interpack2014
2	・Printed Electronics Europe 2014	4	・Pira Digital Print2013
0	・ISA International Sign Expo	6	・Vision3 Summit
2	・FESPA Digital	6	・All in Print China2014
5	・All in Print China2014	7	・クロスマディア
3	・クロスマディア	12	・インクジェット
9	・インクジェット	1	・プリンティッドエレクトロニクス
2	・プリンティッドエレクトロニクス	2	・セキュリティー
3	・セキュリティー	3	・コンテンツマーケティング
2	・コンテンツマーケティング		
5	・3Dプリンター		
3	・環境		
8	・パッケージ		
2	・プリントメディアの有効性		